

【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書
【提出先】	関東財務局長殿
【提出日】	2024年6月14日
【計算期間】	第38特定期間(自 2023年9月21日 至 2024年3月21日)
【ファンド名】	しんきん3資産ファンド（毎月決算型）
【発行者名】	しんきんアセットマネジメント投信株式会社
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 花岡 隆司
【本店の所在の場所】	東京都中央区京橋三丁目8番1号
【事務連絡者氏名】	米山 亮
【連絡場所】	東京都中央区京橋三丁目8番1号
【電話番号】	03-5524-8161
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

第一部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

（1）【ファンドの目的及び基本的性格】

① ファンドの目的

投資信託財産の着実な成長と安定した収益の確保を目指して運用を行います。

② ファンドの基本的性格

当ファンドは、以下の「商品分類」および「属性区分」に該当します。

1）商品分類表

単位型投信・追加型投信	投資対象地域	投資対象資産（収益の源泉）
単 位 型 投 信	国 内	株 式
	海 外	債 券
追 加 型 投 信	内 外	不動産投信
		その他資産
		()
		資産複合

（注）当ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。

2）属性区分表

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
株式 一般 大型株 中小型株	年1回			
債券 一般	年2回	グローバル	ファミリーファンド	あり
公債	年4回	日本		()
社債	年6回	北米		
その他債券	(隔月)	欧州		
クレジット属性		アジア		
()		オセアニア		
不動産投信	年12回	中南米		
その他資産	(毎月)	アフリカ		
(投資信託証券		中近東	ファンド・オブ・	なし
(株式・債券	日々	(中東)	ファンズ	
不動産投信))		エマージング		
資産複合	その他			
()	()			
資産配分固定型				
資産配分変更型				

（注1）当ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。

（注2）属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しています。

<商品分類の定義>

- 「追加型投信」…一度設定されたファンドであっても、その後追加設定が行われ、従来の信託財産とともに運用されるファンド

- 「内 外」…目論見書または投資信託約款（以下、「目論見書等」といいます。）において、組入資産による主たる投資収益が実質的に国内および海外の資産を源泉とする旨の記載があるもの
- 「資産複合」…目論見書等において、株式、債券、不動産投信およびその他の資産のうち、複数の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるもの

＜属性区分の定義＞

- 「その他資産（投資信託証券（株式・債券・不動産投信））」…目論見書等において、投資信託証券を通じて主として株式・債券・不動産投信に投資する旨の記載があるもの
- 「年12回（毎月）」…目論見書等において、年12回（毎月）決算する旨の記載があるもの
- 「日本」…目論見書等において、組入資産による投資収益が日本の資産を源泉とする旨の記載があるもの
- 「北米」…目論見書等において、組入資産による投資収益が北米の資産を源泉とする旨の記載があるもの
- 「欧州」…目論見書等において、組入資産による投資収益が欧州の資産を源泉とする旨の記載があるもの
- 「ファンド・オブ・ファンズ」…「投資信託等の運用に関する規則」第2条に規定するファンド・オブ・ファンズ
- 「為替ヘッジなし」…目論見書等において、為替のヘッジを行わない旨の記載があるものまたは為替のヘッジを行う旨の記載がないもの

※当ファンドが属さない商品分類および属性区分の定義については、一般社団法人投資信託協会ホームページ（<https://www.toushin.or.jp>）をご参照ください。

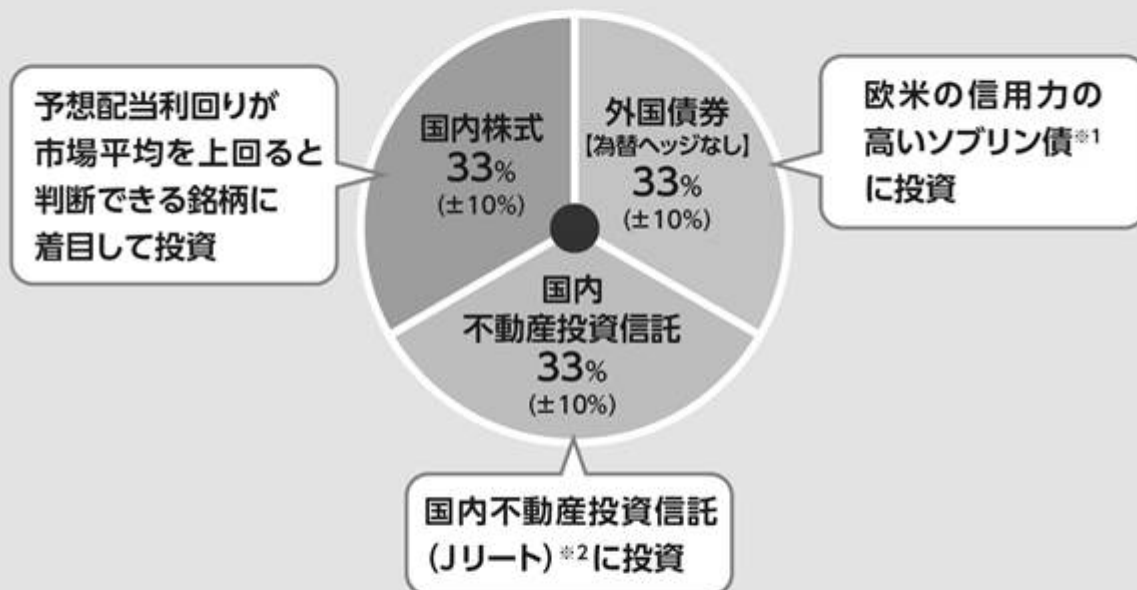
③ ファンドの特色

特色1 分散投資をお手軽に

～分散投資に適した3つの資産をあらかじめ1つの投資信託にパッケージ～

- ◆ 3つの異なる資産（国内株式・外国債券・国内不動産投資信託）に分散投資します。
- ◆ 運用にあたっては、原則として、ファンドが実質的に保有する資産の投資信託財産の純資産総額に対する割合が、それぞれ以下に定める範囲内となるよう投資します。

3つの資産を同じ比率で約3分の1ずつ組入れます。



※1：ソブリン債とは各国政府や政府機関が発行する債券の総称です。国際機関が発行する債券もソブリン債に含まれます。

※2：国内不動産投資信託（Jリート）とは、「投資家から集めた資金によって、不動産の購入・管理運営を行い、それによって得た賃貸料収入などから投資家に分配金を支払う」という不動産を証券化した金融商品です。

- ◆ 上記の資産のうち、国内株式および外国債券への投資にあたっては、以下に定める投資信託証券の受益証券を通じて行うものとします。

- しんきん好配当利回り株マザーファンド
- しんきん欧州ソブリン債マザーファンド
- しんきん米国ソブリン債マザーファンド

特色2 リスクを抑えた資産運用を

～分散投資でリスクを抑えた資産運用のお手伝いをします～

- ◆ 分散することで、個別資産への投資に比べリスク（振れ幅）を軽減することが期待できます。

3つの資産(国内株式、外国債券、Jリート)の指数と均等に投資した場合の値動きの推移



	国内株式	外国債券	Jリート	資産組合せ
組合せの比率	33.3%	33.3%	33.3%	100.0%
リスク (年率)	20.6%	9.2%	21.9%	13.6%

※ 2005年3月末から2024年3月末の下記の指数を使用し、しんきんアセットマネジメント投信(株)が作成したものです。

※ 「3資産均等分散」のグラフは各資産の日次リターンを基に、当ファンドの基本配分比率で日次でリバランスしたと仮定して算出したものです。

※ 国内株式：東証株価指数 (TOPIX)、外国債券：FTSE 世界国債インデックス (除く日本、ヘッジなし・円ベース)、Jリート：東証 REIT 指数 (配当込み)

※ 上記のグラフは、過去の各指数の実績に基づき算出したものであり、当ファンドの運用実績ではありません。コストや税金は考慮していません。また、将来の投資成果を保証・示唆するものではありません。当ファンドが投資対象とする各マザーファンド等の値動きは、各指数の値動きと異なります。

出所：Bloombergよりしんきんアセットマネジメント投信(株)作成

～参考指数について～

● 東証株価指数（TOPIX）、東証REIT指数について

東証株価指数（TOPIX）、東証REIT指数の指数値及び東証株価指数（TOPIX）、東証REIT指数に係る標章又は商標は、株式会社JPX総研又は株式会社JPX総研の関連会社（以下「JPX」という。）の知的財産であり、指数の算出、指数値の公表、利用など東証株価指数（TOPIX）、東証REIT指数に関するすべての権利・ノウハウ及び東証株価指数（TOPIX）、東証REIT指数に係る標章又は商標に関するすべての権利はJPXが有します。JPXは、東証株価指数（TOPIX）、東証REIT指数の指数値の算出又は公表の誤謬、遅延又は中断に対し、責任を負いません。本商品は、JPXにより提供、保証又は販売されるものではなく、本商品の設定、販売及び販売促進活動に起因するいかなる損害に対してもJPXは責任を負いません。

● FTSE世界国債インデックスについて

FTSE世界国債インデックスは、FTSE Fixed Income LLCにより運営され、世界主要国の国債の総合収益率を各市場の時価総額で加重平均した指数です。FTSE世界国債インデックスに関する著作権等の知的財産その他一切の権利はFTSE Fixed Income LLCに帰属します。

特色3 毎月安定した分配金を

～利子・配当収益等を中心に毎月安定した収益分配を目指します～

- ◆ 毎月の決算時（20日（休業日の場合は翌営業日））に収益分配方針に従って分配を行います。
- ◆ 下記の図はイメージであり、将来の分配金をお約束するものではありません。分配対象収益が少額の場合は、分配を行わないこともあります。

収益分配金のお支払いのイメージ



※当ファンドは自動けいぞく投資専用ファンドですので、分配金は自動的に再投資されます。（再投資の際に、購入時手数料は掛かりません。）

※分配金をお受け取りになる場合には、事前に販売会社所定の手続きを行っていただく必要があります。

※詳しくは販売会社にお問い合わせください。

収益分配 方針

- 分配対象額は、経費控除後の繰越分を含めた利子・配当等収益と売買益（評価益を含みます。）等とします。
- 分配金は、利子・配当収益等を中心に安定した収益分配を行うことを目指し、委託会社が基準価額等を勘案し決定します。

※市況動向あるいは資金動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

追加的記載事項 収益分配金に関する留意事項

- 分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。

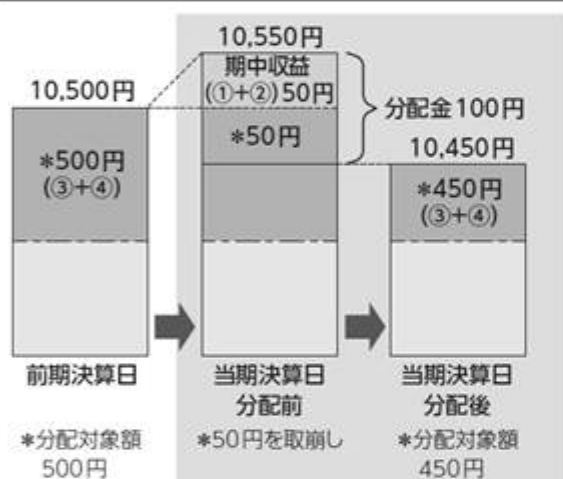
投資信託で分配金が支払われるイメージ



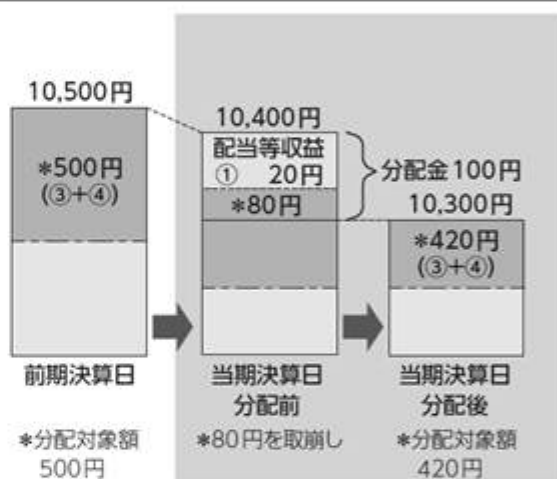
- 分配金は、計算期間中に発生した収益（経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益）を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。
- また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。

計算期間中に発生した収益を超えて支払われる場合

前期決算日から基準価額が上昇した場合



前期決算日から基準価額が下落した場合



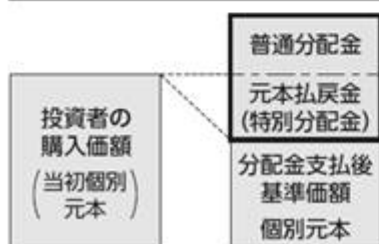
(注) 分配対象額は、①経費控除後の配当等収益、②経費控除後の評価益を含む売買益および③分配準備積立金ならびに④収益調整金です。分配金は、分配方針に基づき、分配対象額から支払われます。

※上記はイメージであり、実際の分配金額や基準価額を示唆するものではありませんのでご注意ください。

- 投資者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部ないしすべてが、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。

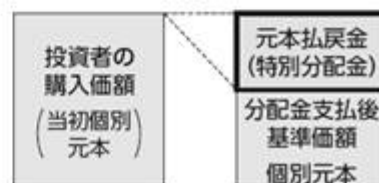
ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がりが小さかった場合も同様です。

分配金の一部が元本の一部払戻しに相当する場合



※元本払戻金(特別分配金)は実質的に元本の一部払戻しとみなされ、その金額だけ個別元本が減少します。また、元本払戻金(特別分配金)部分は非課税扱いとなります。

分配金の全部が元本の一部払戻しに相当する場合



普通分配金：個別元本（投資者のファンドの購入価額）を上回る部分からの分配金です。

元本払戻金（特別分配金）：個別元本を下回る部分からの分配金です。分配後の投資者の個別元本は、元本払戻金（特別分配金）の額だけ減少します。

■ 投資する各資産について



国内株式

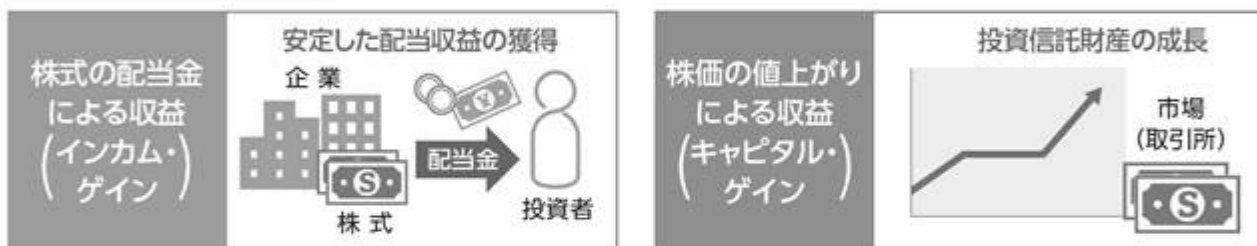
予想配当利回り[※]が市場平均より高く、今後も良好な業績を上げて、配当を維持できると期待できる好配当利回り株に投資します。

◎好配当株式のポイント

- 予想配当利回り[※]が市場平均を上回ると判断できる銘柄に着目することから、安定的な配当金による収益（インカム・ゲイン）を期待することができます。
- 企業業績や事業内容等を分析して投資を行い、中長期的な株価の上昇による収益（キャピタル・ゲイン）を狙います。

※「予想配当利回り」とは、株式の重要な投資尺度のひとつであり、「1株当たりの予想配当金」を「株価」で割って求められます。

株式投資の2大要素



● 投資プロセス



国内株式（しんきん好配当利回り株マザーファンド）

- process 1 経済環境分析**
 経済動向など株式市場を取り巻く環境を多角的に分析します。
- process 2 組入銘柄の決定**
 予想配当利回りが市場平均を上回ると判断できる銘柄を選定します。また、財務の健全性、業種分散などを踏まえ、全体のバランスを考慮し、実際に組み入れる銘柄を決定します。
- process 3 ポートフォリオのリスク分析**
 マザーファンドの基準価額の値動きやその要因等を管理・分析します。

※市況動向あるいは資金動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。



外国債券（為替ヘッジなし）

欧米の信用力の高いソブリン債に投資します。

◎外国債券（為替ヘッジなし）のポイント

- ユーロと米ドルというなじみ深い主要通貨建債券による運用です。
- ユーロ参加国※およびアメリカの国や政府機関、国際機関が発行する高い信用力の債券で運用を行うことによって、信用リスクを抑えた効果的な分散投資を追求します。

※ユーロ参加国とは、欧州経済通貨同盟（EMU）加盟国をいいます。EMUとは、統一通貨「ユーロ」を導入する欧州連合（EU）加盟国による共通の経済政策・通貨対策の実施を目指す同盟です。

●投資プロセス



外国債券（しんきん欧州ソブリン債マザーファンド） （しんきん米国ソブリン債マザーファンド）

process 1 経済環境分析

経済動向など投資先の債券市場を取り巻く環境を多角的に分析します。

process 2 組入銘柄の決定

国別の金利水準や方向性、償還期限ごとの金利の変化、
国別の金利環境などを踏まえて、実際に組み入れる銘柄を決定します。

process 3 ポートフォリオのリスク分析

マザーファンドの基準価額の値動きやその要因等を管理・分析します。

※市況動向あるいは資金動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。



国内不動産投資信託（Ｊリート）

わが国の金融商品取引所上場（上場予定を含みます。）の国内不動産投資信託（Ｊリート）へ投資します。

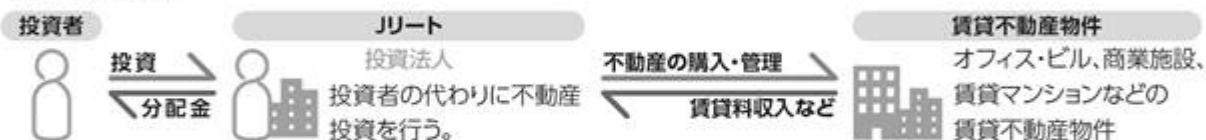
◎Ｊリートのポイント

- 間接的に不動産へ投資した効果が得られます。
- Ｊリートは、積極的に分配を行う仕組みになっているため、不動産からの収益を分配金として受け取ることが可能です。
- Ｊリートは、債券や株式と異なった値動きをする傾向があり、分散投資の対象として有効な資産といえます。

Ｊリートとは

- Ｊリートとは、「投資家から集めた資金によって、不動産の購入・管理運営を行い、それによって得た賃貸料収入などから投資家に分配金を支払う」という不動産を証券化した金融商品です。

<Ｊリートの仕組み>



● 投資プロセス



国内リート

process 1 経済環境分析

経済動向などJ-REIT市場を取り巻く環境を多角的に分析します。

process 2 組入銘柄の決定

財務分析や流動性、価格の分析を踏まえ、実際に組み入れる銘柄を決定します。

process 3 ポートフォリオのリスク分析

Ｊリートの値動きやその要因等を管理・分析します。

※市況動向あるいは資金動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

■ 外国為替相場の影響について

当ファンドは、資産のほぼ3分の1を外貨建資産に投資します。

■ 外国為替相場の変動の影響を受けますので、投資先の通貨に対して円安になると為替差益が期待できますが、一方で、投資先の通貨に対して円高になると為替損失を被る可能性があります。また、当ファンドでは原則として外国為替相場の影響を回避する取引（いわゆる為替ヘッジ）は行いません。

為替変動と外貨建資産価値のイメージ

円安になると外貨建資産の価値は円ベースで上昇します。

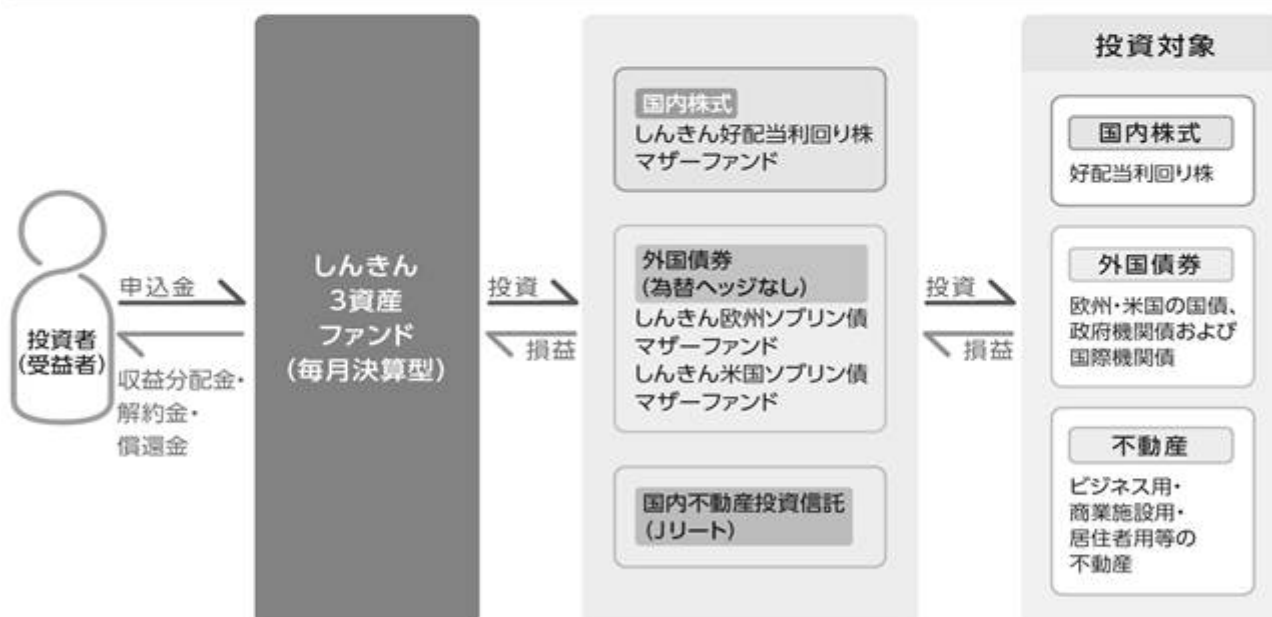


円高になると外貨建資産の価値は円ベースで下落します。



※上記は一般的な場合の説明であり、様々な条件により異なる場合があります。

■ ファンドの仕組み



※当ファンドの投資対象であるJリートは、上場投資信託であり、当ファンドは投資信託に投資する投資信託（ファンド・オブ・ファンズ）に該当します。

※市況動向あるいは資金動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

■ 主な投資制限

- 投資信託証券への投資割合には、制限を設けません。
- 外貨建資産への実質投資割合には、制限を設けません。

④ 信託金の限度額

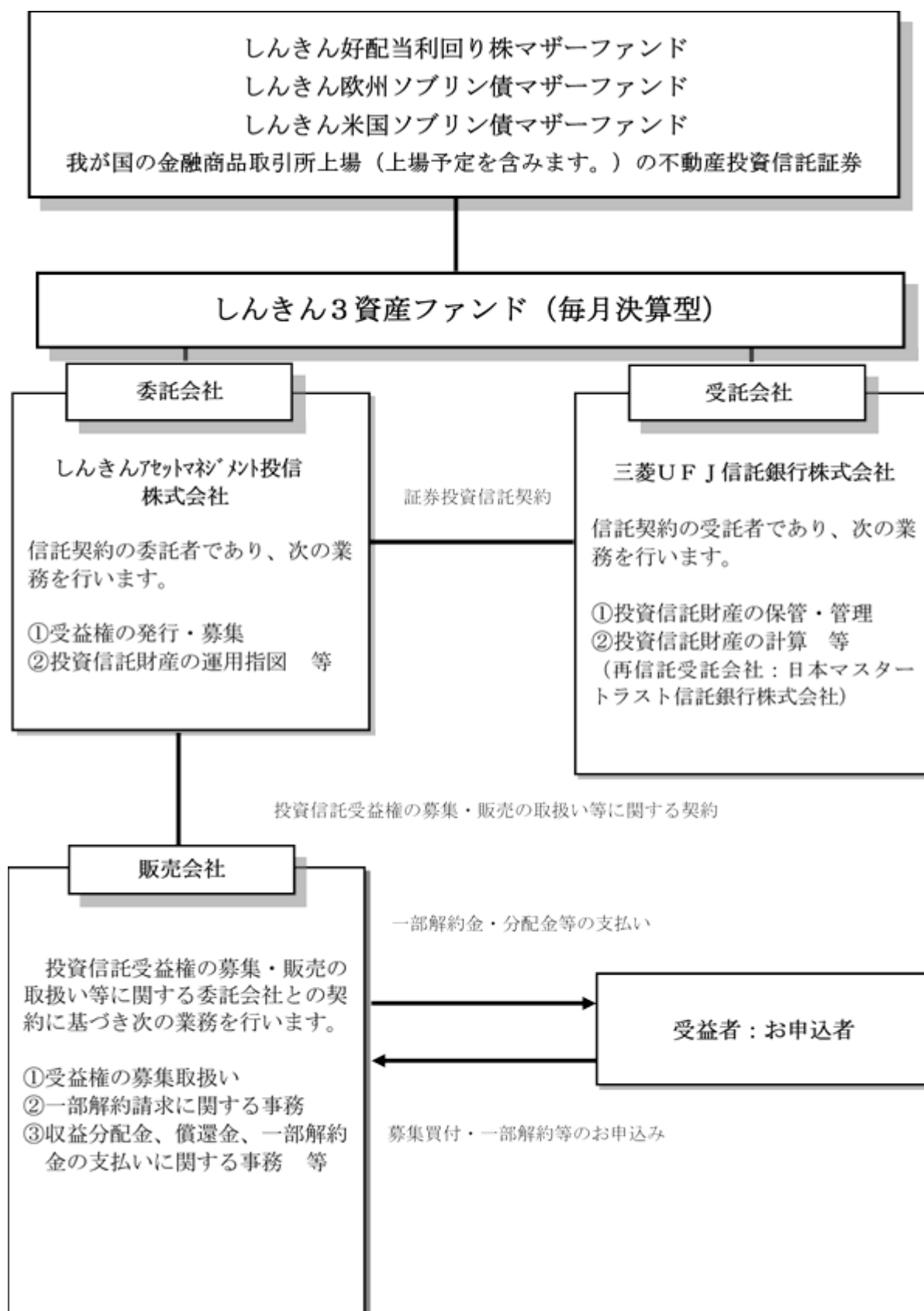
- ・ 3,000億円を限度額として信託金を追加することができます。
- ・ 委託会社は受託会社と合意のうえ、限度額を変更することができます。

(2) 【ファンドの沿革】

2005年3月23日 信託契約締結、当初設定、運用開始

(3) 【ファンドの仕組み】

当ファンドの仕組みは、以下のとおりです。



＜委託会社の概況＞（本書提出日現在）

- ① 名称
しんきんアセットマネジメント投信株式会社
- ② 本店の所在の場所
東京都中央区京橋三丁目8番1号
- ③ 資本の額
200百万円
- ④ 会社の沿革
 - 1990年12月 全信連投資顧問株式会社として設立
 - 1991年3月 投資顧問業の登録
 - 1992年3月 投資一任契約に係る業務の認可
 - 1998年11月 「しんきんアセットマネジメント投信株式会社」に商号変更
 - 1998年12月 証券投資信託委託業の認可
 - 2007年9月 金融商品取引業者（投資運用業、投資助言・代理業）の登録
 - 2017年8月 金融商品取引法に基づく第二種金融商品取引業の追加登録
- ⑤ 大株主の状況

名称	住所	所有株式数	比率
信金中央金庫	東京都中央区八重洲1丁目3番7号	4,000株	100.0%

2【投資方針】

(1)【投資方針】

- ① 投資対象
投資信託証券（投資信託または外国投資信託の受益証券および投資法人または外国投資法人の投資証券をいいます。以下同じ。）を主要投資対象とします。
- ② 投資態度
 - 1) 主として、投資信託証券に投資し、投資信託財産の着実な成長と安定した収益の確保を目指して運用を行います。
 - 2) 運用にあたっては、原則として、ファンドが実質的に保有する以下に掲げる資産の投資信託財産の純資産総額に対する割合が、それぞれ以下に定める範囲内となるよう、投資信託証券に投資します。
 - ・国内株式・・・33%（±10%）
 - ・外国債券・・・33%（±10%）
 - ・不動産投資信託・・・33%（±10%）
 - 3) 上記の資産への投資にあたっては、以下に定める投資信託証券の受益証券を通じて行うものとします。
 - ・証券投資信託「しんきん好配当利回り株マザーファンド」
 - ・証券投資信託「しんきん欧州ソブリン債マザーファンド」
 - ・証券投資信託「しんきん米国ソブリン債マザーファンド」
 - ・わが国の金融商品取引所上場（上場予定を含みます。）の不動産投資信託証券
 - 4) 外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。
 - 5) 投資信託証券の組入比率は、原則として高位を保ちます。
 - 6) 市況動向あるいは資金動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。

(2)【投資対象】

- ① 投資の対象とする資産の種類
この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げる特定資産（投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）とします。
 - 1) 有価証券
 - 2) 金銭債権
 - 3) 約束手形
- ② 投資の対象とする有価証券の範囲等

委託会社は、信託金を、主として、しんきんアセットマネジメント投信株式会社を委託会社とし、三菱UFJ信託銀行株式会社を受託会社として締結されたマザーファンド（その受益権を他の証券投資信託の投資信託財産に取得させることを目的とした証券投資信託であり、以下「マザーファンド」といいます。）の受益証券およびわが国の金融商品取引所上場（上場予定を含みます。）の不動産投資信託証券ならびに次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

- 1) 証券投資信託「しんきん好配当利回り株マザーファンド」
- 2) 証券投資信託「しんきん欧州ソブリン債マザーファンド」
- 3) 証券投資信託「しんきん米国ソブリン債マザーファンド」
- 4) コマーシャル・ペーパー
- 5) 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前号の証券または証書の性質を有するもの
- 6) 国債証券、地方債証券、特別の法律により法人の発行する債券および社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券の新株引受権証券を除きます。）
- 7) 新投資口予約権証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）

なお、6)の証券を以下「公社債」といい、公社債に係る運用の指図は短期社債等への投資および買い現先取引（売戻し条件付の買入れ）ならびに債券貸借取引（現金担保付き債券借入れ）に限り行うことができるものとします。

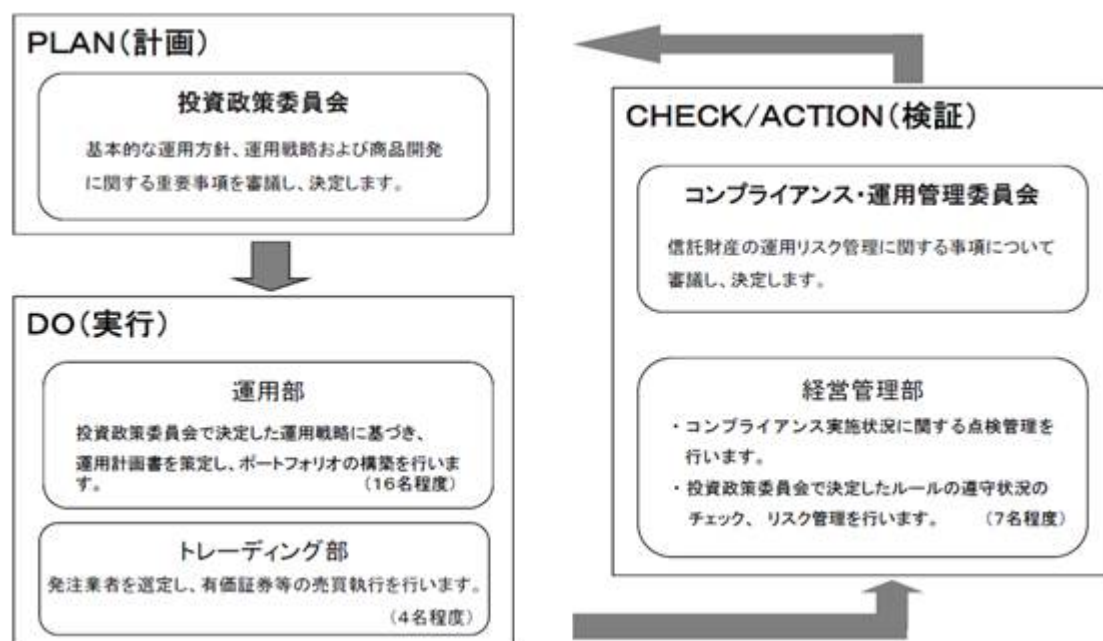
- ③ 委託会社は、信託金を、上記②に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。以下同じ。）により運用することの指図をすることができます。

- 1) 預金
- 2) 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
- 3) コール・ローン
- 4) 手形割引市場において売買される手形

- ④ 上記②の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託会社が運用上必要と認めるときには、委託会社は、信託金を上記③の1)から4)に掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

（３）【運用体制】

当社のファンドの運用体制は、以下のとおりです。



《投資決定プロセス》

- ① 信金中央金庫グループおよび内外の調査機関からの情報に基づき、投資環境等について当社独自の綿密な調査・分析を行います。
- ② 投資政策委員会において、ファンダメンタルズ分析、市場分析を踏まえて基本的な運用方針を策定します。また、基本的な運用方針に基づき、当面の運用に当たってのガイドラインを決定し、併せて個別銘柄についての分析を行い、投資対象銘柄を選定します。

※ファンドの運用体制等は、今後変更となる場合があります。

（４）【分配方針】

毎決算時に原則として以下の方針に基づき分配を行います。

- ① 分配対象額は、経費控除後の繰越分を含めた利子・配当等収益と売買益（評価益を含みます。）等とします。
- ② 分配金は、利子・配当収益等を中心に安定した収益分配を行うことを目指し、委託会社が基準価額等を勘案し決定します。
- ③ 留保益は、投資信託約款の運用の「基本方針」および「運用方法」に基づいて運用します。

（５）【投資制限】

しんきん３資産ファンド（毎月決算型）の投資信託約款（以下「約款」といいます。）では、ファンドの運用に関して一定の制限および限度を定めています。かかる制限、限度は以下のとおりです。

- ① 投資信託証券への投資割合には制限を設けません。
- ② 同一銘柄の投資信託証券への投資は、原則として投資信託財産の純資産総額の50%以下とします。
- ③ 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの投資信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ100分の10、合計で100分の20を超えないものとし、当該比率を超えることと

なった場合には、委託会社は、一般社団法人投資信託協会規則に従い、当該比率以内になるよう調整を行うこととします。

- ④ 外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。
- ⑤ 委託会社は、投資信託財産の効率的な運用および運用の安定性に資するため、投資信託財産において一部解約代金の支払資金に不足額が生じるときは、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。
 - 1) 資金借入額は、次の各号に掲げる要件を満たす範囲内の額とします。
 - a. 一部解約金の支払資金の手当てのために行った有価証券等の売却等による、受取りの確定している資金の額の範囲内。
 - b. 一部解約金支払日の前営業日において確定した、当該支払日における当該支払資金の不足額の範囲内。
 - c. 借入指図を行う日における、投資信託財産の純資産総額の10%以内。
 - 2) 借入期間は、有価証券等の売却等の代金の入金日までに限るものとします。
 - 3) 借入金の利息は投資信託財産中より支弁します。
- ⑥ デリバティブ取引等（金融商品取引法第2条第1項第11号で定める新投資口予約権証券に限りません。）について、一般社団法人投資信託協会規則の定めるところに従い、合理的な方法により算出した額が投資信託財産の純資産総額を超えないものとします。

＜参考＞投資対象とする投資信託証券の概要

「しんきん好配当利回り株マザーファンド」の概要

（１）投資方針

① 投資の対象

わが国の金融商品取引所上場株式（これに準ずるものを含みます。）を主要投資対象とします。

② 投資態度

- 1) 主として予想配当利回りが市場平均を上回ると判断できる株式に投資し、安定した配当収益の獲得と投資信託財産の成長を目標とします。
- 2) 銘柄の選定にあたっては、企業業績、財務健全性、時価総額などを総合的に勘案して決定します。
- 3) 株式等の組入れは、原則として高位を保ちます。
- 4) 株式以外の資産の組入比率は通常の場合50%以下とします。
- 5) 投資信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、国内において行われる有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、金利に係る先物取引および金利に係るオプション取引を行うことができます。
- 6) 資金動向および市況動向等に急激な変化が生じたときならびにやむを得ない事情が発生した場合には、上記のような運用ができないことがあります。

（２）投資対象

① 投資の対象とする資産の種類

この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）とします。

- 1) 有価証券
- 2) デリバティブ取引に係る権利（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、約款第19条、第20条および第21条に定めるものに限りします。）
- 3) 金銭債権
- 4) 約束手形

② 投資の対象とする有価証券の範囲等

委託会社は、信託金を、主として次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。本邦通貨表示のものに限りします。）に投資することを指図します。

- 1) 株券または新株引受権証券
- 2) 国債証券
- 3) 地方債証券
- 4) 特別の法律により法人の発行する債券
- 5) 社債券（新株引受権証券と社債券が一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。）
- 6) 特定目的会社に係る特定社債券（金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。）
- 7) 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます。）
- 8) 協同組織金融機関に係る優先出資証券または優先出資引受権を表示する証書（金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。）
- 9) 特定目的会社に係る優先出資証券（金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。）
- 10) コマーシャル・ペーパー
- 11) 新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。）および新株予約権証券
- 12) 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前各号の証券または証書の性質を有するもの
- 13) 投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいい、外国投資信託を除きます。）
- 14) 投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいい、外国投資証券を除きます。）
- 15) オプションを表示する証券または証書（金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいい、有価証券に係るものに限りします。）
- 16) 預託証書（金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるもので、本邦通貨建のものとしします。）

- 17) 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）
- 18) 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
なお、1)、12)および16)の証券または証書のうち1)の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、2)から6)までの証券および12)ならびに16)の証券または証書のうち2)から6)までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、13)および14)の証券を以下「投資信託証券」といいます。
- ③ 委託会社は、信託金を上記②に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。以下同じ。）により運用することの指図をすることができます。
- 1) 預金
 - 2) 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
 - 3) コール・ローン
 - 4) 手形割引市場において売買される手形
- ④ 上記②の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託会社が運用上必要と認めるときには、委託会社は、信託金を上記③の1)から4)に掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

(3) 投資制限

- ① 株式への投資割合には制限を設けません。
- ② 新株引受権証券および新株予約権証券への投資は、取得時において投資信託財産の純資産総額の10%以下とします。
- ③ 投資信託証券への投資は、投資信託財産の純資産総額の5%以下とします。
- ④ 同一銘柄の株式への投資は、取得時において投資信託財産の純資産総額の10%以下とします。
- ⑤ 同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への投資は、取得時において投資信託財産の純資産総額の5%以下とします。
- ⑥ 同一銘柄の転換社債および新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（以下会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）への投資は、取得時において投資信託財産の純資産総額の10%以下とします。
- ⑦ 外貨建資産への投資は行いません。
- ⑧ デリバティブ取引等（金融商品取引業等に関する内閣府令第130条第1項第8号に定めるデリバティブ取引をいいます。）について、一般社団法人投資信託協会規則の定めるところに従い、合理的な方法により算出した額が投資信託財産の純資産総額を超えないものとします。

「しんきん欧州ソブリン債マザーファンド」の概要

(1) 投資方針

① 投資対象

欧州経済通貨同盟（EMU）参加国の国債、政府機関債および国際機関債を主要投資対象とします。

② 投資態度

- 1) 主としてEMU参加国の国債、政府機関債および国際機関債に投資します。
- 2) F T S E EMU国債インデックス（ヘッジなし・円ベース）をベンチマークとします。
- 3) 運用にあたっては、マクロ経済分析等のファンダメンタルズ分析、債券市場分析等をふまえて投資戦略を決定し、ポートフォリオの構築を図ります。
- 4) 外貨建資産の組入比率については原則として高位を保ちます。
- 5) 外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。
- 6) 市況動向あるいは資金動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。

(2) 投資対象

① 投資の対象とする資産の種類

この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）とします。

- 1) 有価証券
- 2) デリバティブ取引に係る権利（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、約款第16条、第17条および第18条に定めるものに限りします。）
- 3) 金銭債権
- 4) 約束手形

② 投資の対象とする有価証券の指図範囲等

委託会社は、信託金を、主として次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

- 1) 国債証券
- 2) 地方債証券
- 3) 特別の法律により法人の発行する債券
- 4) 社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。）
- 5) 特定目的会社に係る特定社債券（金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。）
- 6) コマーシャル・ペーパー
- 7) 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前各号の証券または証書の性質を有するもの
- 8) 投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいい、外国投資信託は除きます。）のうち公社債投資信託の受益証券
- 9) 投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいい、外国投資証券およびクローズド・エンド型のものは除きます。）のうち公社債に投資する投資証券
- 10) 預託証書（金融商品取引法第2条第1項第20号の定めるもので、1）から5）までの証券の性質を有するものとします。
- 11) 外国法人が発行する譲渡性預金証書
- 12) 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限りします。）
- 13) 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの

なお、1）から5）までの証券および7）の証券または証書のうち1）から5）までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、8）から9）の証券を以下「投資信託証券」といいます。

③ 委託会社は、信託金を上記②に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。以下同じ。）により運用することの指図をすることができます。

- 1) 預金
- 2) 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
- 3) コール・ローン
- 4) 手形割引市場において売買される手形

④ 上記②の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託会社が運用上必要と認めるときには、委託会社は、信託金を上記③の1）から4）に掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

（３） 投資制限

- ① 株式への投資は行いません。
- ② 外貨建資産への投資割合には制限を設けません。
- ③ 同一銘柄の転換社債および新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（以下会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）への投資割合は、投資信託財産の純資産総額の5%以下とします。
- ④ 投資信託証券への投資割合は、投資信託財産の純資産総額の5%以下とします。
- ⑤ デリバティブ取引等（金融商品取引業等に関する内閣府令第130条第1項第8号に定めるデリバティブ取引をいいます。）について、一般社団法人投資信託協会規則の定めるところに従い、合理的な方法により算出した額が投資信託財産の純資産総額を超えないものとします。

「しんきん米国ソブリン債マザーファンド」の概要

（１）投資方針

① 投資対象

米国の国債、政府機関債および国際機関債を主要投資対象とします。

② 投資態度

- 1) 主として米国の国債、政府機関債および国際機関債に投資します。
- 2) F T S E米国国債インデックス（ヘッジなし・円ベース）をベンチマークとします。
- 3) 運用にあたっては、マクロ経済分析等のファンダメンタルズ分析、債券市場分析等をふまえて投資戦略を決定し、ポートフォリオの構築を図ります。
- 4) 外貨建資産の組入比率については原則として高位を保ちます。
- 5) 外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。
- 6) 市況動向あるいは資金動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。

（２）投資対象

① 投資の対象とする資産の種類

前記「しんきん欧州ソブリン債マザーファンド」と同じ

② 投資の対象とする有価証券の範囲等

前記「しんきん欧州ソブリン債マザーファンド」と同じ

（３）投資制限

前記「しんきん欧州ソブリン債マザーファンド」と同じ

不動産投資信託証券の概要

- （１）「不動産投資信託証券」とは、不動産を主な投資対象とする投資法人あるいは投資信託で、投資家から集めた資金によって、不動産の購入・管理運営を行い、それによって得た賃貸料収入などから投資家へ分配金を支払う金融商品のことです。
- （２）「Real Estate Investment Trust」の略称でREIT（リート）とも呼ばれ、日本における不動産投資信託（リート）の一般的な総称は「Ｊリート」です。
- （３）当ファンドは、不動産投資信託証券（Ｊリート）の銘柄の選定にあたっては、主に次の項目に着目して行うことを基本とします。
 - ① 財務分析
不動産投資信託証券の財務内容を分析し、信用リスクが高いと判断される銘柄を除外します。
 - ② 収益性分析
不動産投資信託証券の収益性および予想配当利回りの水準を分析します。
 - ③ 流動性・価格分析
不動産投資信託証券の流動性（時価総額・売買代金など）や価格水準の側面から分析します。

３【投資リスク】

「しんきん３資産ファンド（毎月決算型）」は、値動きのある有価証券に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、預貯金とは異なり、投資元本は保証されているものではありません。ファンドの運用による利益および損失は、すべて投資者に帰属します。

（１）基準価額の変動要因

① 価格変動リスク

有価証券の価格は、国内および国外の政治・経済情勢、発行体の業績、市場の需給等を反映して変動します。組入有価証券の価格が下落した場合には、基準価額が下落する要因となります。

② 金利リスク

金利リスクとは、金利変動により公社債等の価格が下落するリスクをいいます。一般的に金利低下局面では組み入れた公社債等の価格は値上がりし、金利上昇局面では値下がります。また、償還までの期間が長い公社債等は、概して、短いものより金利変動に対応して大きく変動します。組入有価証券の価格が下落した場合には、基準価額が下落する要因となります。

③ 不動産投資信託のリスク

不動産投資信託は、不動産を実質的な投資対象としているために、他の金融商品と異なり、火災・自然災害や不動産に係る法制度の変更などの影響を受けて投資先の不動産の価値が変動する場合があります。当ファンドが投資する不動産投資信託の価格が下落した場合には、基準価額が下落する要因となります。

④ 為替変動リスク

外貨建資産については、一般に外国為替相場が当該資産の通貨に対して円高になった場合には、基準価額が下落する要因となります。

⑤ 信用リスク

有価証券等の発行体が経営不安、倒産等に陥った場合、またその可能性が高まった場合には当該発行体が発行する有価証券および短期金融商品の価格は下落し、場合によっては投資資金が回収できなくなることもあります。組入有価証券等の価格が下落した場合等には、基準価額が下落する要因となります。

⑥ 流動性リスク

流動性リスクとは、有価証券を売買する際に、需給動向により希望する時期・価格で売買することができなくなるリスクをいいます。当ファンドが投資する有価証券の流動性が損なわれた場合には、基準価額が下落する要因となります。

⑦ カントリーリスク

海外の有価証券に投資する場合、投資する国の政治・経済情勢、外国為替規制、資本規制、制度変更等による影響を受けることがあり、基準価額が下落する要因となります。

※上記の変動要因は主なもののみであり、上記に限定されるものではありません。

(2) その他の留意点

① 当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（クーリング・オフ）の適用はありません。

② 当ファンドは、大量の解約が発生し短期間で解約資金を手当てする必要性が生じた場合や主たる取引市場において市場環境が急変した場合等に、一時的に組入資産の流動性が低下し、市場実勢から期待できる価格で取引できないリスク、取引量が限られてしまうリスクがあります。これにより、基準価額にマイナスの影響を及ぼす可能性や、換金の申込みの受け付けが中止となる可能性、換金代金のお支払が遅延する可能性があります。

(3) リスクの管理体制

運用部門から独立した管理部門が、ファンドのリスクとリターンの計測・分析および法令遵守の観点から運用状況を監視します。モニタリングを日々行い、異常が検知された場合には、直ちに関連部門に報告し、是正を求める態勢としています。運用リスク管理状況は、原則月1回開催するコンプライアンス・運用管理委員会への報告を通じて、運用部門にフィードバックされ、適切なリスクの管理体制を構築しています。

また、委託会社では、流動性リスク管理に関する規程を定め、ファンドの組入資産の流動性リスクのモニタリングなどを実施するとともに、緊急時対応策の策定・検証などを行います。コンプライアンス・運用管理委員会は、流動性リスク管理の適切な実施の確保や流動性リスク管理態勢について、監督します。

※リスクの管理体制等は、今後変更となる場合があります。

参考情報



※上記の左グラフは、各月末における当ファンドの直近1年間の騰落率および基準価額（分配金再投資後）の推移を表示したものです。

※基準価額（分配金再投資後）は、分配金（税引前）を分配時に再投資したものと仮定して計算しています。しんきんアセットマネジメント投信（株）が公表している基準価額とは異なる場合があります。

※上記の右グラフは、当ファンドおよび代表的な資産クラスについて、2019年4月から2024年3月の5年間の各月末における直近1年間の騰落率の平均・最大・最小を表示したものです。当該グラフは、当ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものであり、すべての資産クラスが当ファンドの投資対象とは限りません。

上記のグラフ・データは過去の実績を示したものであり、将来の成果を示唆・保証するものではありません。

代表的な資産クラスとの騰落率の比較に用いた指数について

資産クラス	指数名	詳細	権利の帰属先
日本株	東証株価指数 (TOPIX) (配当込み)	日本の株式市場を広範に網羅するとともに、投資対象としての機能性を有するマーケット・ベンチマークで、配当を考慮したものです。	株式会社JPX総研 又は株式会社JPX 総研の関連会社
先進国株	MSCI-KOKUSAI インデックス (配当込み、円ベース)	MSCI Inc.が開発した、日本を除く世界の先進国の株式を対象として算出した指数で、配当を考慮したものです。	MSCI Inc.
新興国株	MSCI エマージング・ マーケット・インデックス (配当込み、円ベース)	MSCI Inc.が開発した、世界の新興国の株式を対象として算出した指数で、配当を考慮したものです。	MSCI Inc.
日本国債	NOMURA-BPI 国債	野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社が発表している日本の国債市場の動向を的確に表すために開発された投資収益指数です。	野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社
先進国債	FTSE 世界国債インデックス (除く日本、円ベース)	FTSE Fixed Income LLCにより運営され、日本を除く世界主要国の国債の総合収益率を各市場の時価総額で加重平均した指数です。	FTSE Fixed Income LLC
新興国債	JP モルガン・ガバメント・ ボンド・インデックス・ エマージング・マーケット・ グローバル・ディバーシファイド (円ベース)	J.P. Morgan Securities LLCが算出、公表している、新興国が発行する現地通貨建国債を対象にした指数です。	J.P. Morgan Securities LLC

(注) 海外の指数は、為替ヘッジを行わない投資を想定して、円ベースとしています。

※権利の帰属先は、当該指数に関する著作権、知的財産権その他一切の権利を有します。

※騰落率は、データソースが提供する各指数をもとに株式会社野村総合研究所が計算しておりますが、同社はその内容について、信憑性、正確性、完全性、最新性、網羅性、適時性を含む一切の保証を行いません。また、当該騰落率に関連して資産運用または投資判断をした結果生じた損害等、当該騰落率の利用に起因する損害および一切の問題について、何らの責任も負いません。

4【手数料等及び税金】

（１）【申込手数料】

- ① 申込手数料は、購入金額に応じて購入価額に2.2%（税抜2.0%）を上限に、販売会社が個別に定める手数料率を乗じて得た額とします。（※購入金額とは「買付申込日の翌営業日の基準価額×申込口数」をいいます。）
- ② 収益分配金の再投資に際しては、申込手数料は掛かりません。
- ③ 申込手数料には、消費税等相当額が課されます。
- ④ 申込手数料は、販売会社によるファンドの募集・販売に関する取扱事務および情報提供の対価です。

※販売会社が定める申込手数料については、販売会社または下記の照会先までお問い合わせください。

<照会先>
 しんきんアセットマネジメント投信株式会社（委託会社）
 <コールセンター>0120-781812
 携帯電話からは03-5524-8181（受付時間：営業日の9:00～17:00）
 <ホームページ><https://www.skam.co.jp>

（２）【換金（解約）手数料】

換金（解約）手数料はありませんが、一部解約時に基準価額の0.3%を信託財産留保額としてご負担いただきます。

※「信託財産留保額」とは、運用の安定性を確保するために、換金する受益者が負担する金額で投資信託財産に留保される額です。

（３）【信託報酬等】

純資産総額に対して、年率 1.045%（税抜 0.95%）

1万口あたりの信託報酬：保有期間中の平均基準価額 × 信託報酬率 ×（保有日数／365）

※上記の計算方法は簡便法であるため、算出された値は概算値になります。

※運用管理費用は、計算期間を通じて毎日計算され、毎計算期間末、または信託終了のときに投資信託財産から支払われます。

運用管理費用
（信託報酬）

支払先	配分（税抜）および役務の内容	
委託会社	純資産総額に対して、 年率 0.43%	ファンドの運用、受託会社への運用指図、法定書類の作成等の対価
販売会社	純資産総額に対して、 年率 0.45%	交付運用報告書等各種書類の送付、顧客口座の管理および購入後の情報提供等の対価
受託会社	純資産総額に対して、 年率 0.07%	運用財産の保管および管理、委託会社からの運用指図の実行等の対価

（注）税法が改正された場合等には、上記の内容が変更になることがあります。

（４）【その他の手数料等】

- ① 投資信託財産において、一部解約に伴う支払資金の手当て等を目的とし資金の借入れの指図を行った場合、当該借入金の利息は投資信託財産から支払われます。
- ② 投資信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用、受託会社の立替えた立替金の利息および投資信託財産に係る監査費用ならびに当該監査費用に係る消費税等に相当する金額は、受益者の負担とし、投資信託財産から支払われます。
- ③ 当ファンドの組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料、売買委託手数料に係る消費税等に相当する金額は、投資信託財産から支払われます。

- ④ 投資信託財産に係る監査費用は当該計算期間を通じて毎日、投資信託財産の純資産総額に年率0.0055%（税抜0.005%）を乗じて計算し、毎計算期末または信託終了のときに投資信託財産から支払われます。
- ⑤ 「その他の手数料等」は、運用状況等により変動するものであり、事前に料率・上限額等を表示することができません。
- ⑥ 上場不動産投資信託は、市場の需給により価格形成されるため、上場不動産投資信託の費用は表示していません。

※当ファンドの手数料等の合計額については、投資者がファンドを保有される期間に応じて異なりますので、表示することができません。

（５）【課税上の取扱い】

課税上は株式投資信託として取り扱われます。

公募株式投資信託は税法上、一定の要件を満たした場合にNISA（少額投資非課税制度）の適用対象となります。

当ファンドは、NISAの対象ではありません。

① 個別元本について

- 1) 受益者ごとの信託時の受益権の価額等（申込手数料および当該申込手数料に係る消費税等に相当する金額は含まれません。）が当該受益者の元本（個別元本）にあたります。
- 2) 受益者が同一ファンドの受益権を複数回取得した場合、個別元本は、当該受益者が追加信託を行うつど当該受益者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。
- 3) 同一ファンドを複数の販売会社で取得する場合については販売会社ごとに、個別元本が算出されます。また、同一販売会社であっても複数支店等で同一ファンドを取得する場合は、当該支店等ごとに個別元本の算出が行われる場合があります。

② 収益分配金について

収益分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と非課税扱いとなる「元本払戻金（特別分配金）」（受益者ごとの元本の一部払戻しに相当する部分）があります。受益者が「元本払戻金（特別分配金）」を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該「元本払戻金（特別分配金）」を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。

※個別元本および収益分配金の区分については、後記＜個別元本および収益分配金の区分の具体例＞をご参照ください。

③ 個人、法人別の課税上の取扱いについて

1) 個人の受益者に対する課税

収益分配金に対する課税	収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金については、20.315%（所得税15%、復興特別所得税0.315%および地方税5%）の税率による源泉徴収が行われ、申告不要制度が適用されます。なお、確定申告を行い、申告分離課税または総合課税（配当控除の適用はありません。）を選択することもできます。
換金時および償還時	一部解約時および償還時の差益（解約価額および償還価額から取得費用（申込手数料（税込）を含む）を控除した利益）については、譲渡所得とみなされ、20.315%（所得税15%、復興特別所得税0.315%および地方税5%）の税率により、申告分離課税が適用されます。
損益通算について	一部解約時および償還時の損失については、確定申告により、上場株式等の譲渡益と相殺することができ、申告分離課税を選択した上場株式等の配当所得との損益通算も可能です。 一部解約時および償還時の差益については、他の上場株式等の譲渡損との相殺が可能です。 特定公社債等（公募公社債投資信託を含みます。）の譲渡益および利子等も通算が可能です。

2) 法人の受益者に対する課税

収益分配時および換金時ならびに償還時の差益に対する課税	法人の受益者が支払いを受ける収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金および一部解約時ならびに償還時の個別元本超過額については、15.315%（所得税15%および復興特別所得税0.315%）の税率で源泉徴収され法人の受取額となります。地方税の源泉徴収はありません。 収益分配金のうち所得税法上課税対象となるのは普通分配金のみであり、特別分配金には課税されません。 益金不算入制度の適用はありません。
-----------------------------	--

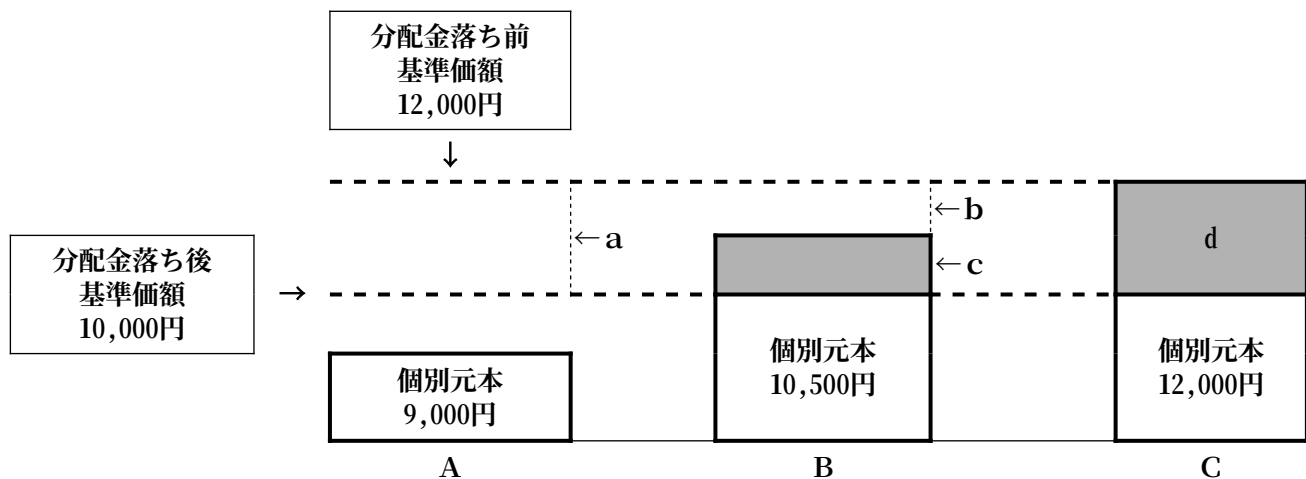
※外貨建資産への投資により外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が上記と異なる場合があります。

※取得申込者によって取扱いが異なる場合があります。

※税金の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

＜個別元本および収益分配金の区分の具体例＞

分配金支払い前の基準価額が1万口当り12,000円、2,000円の収益分配を行い分配金落ち後の基準価額が10,000円となったケース。



- A) 収益分配金受取前の個別元本が9,000円の場合
分配金落ち後の基準価額が分配金受取前の個別元本を上回っているため、aの部分(2,000円)は普通分配金となり、収益分配金落ち後の個別元本は9,000円のまま変わりません。
- B) 収益分配金受取前の個別元本が10,500円の場合
分配金落ち後の基準価額が当初の個別元本を下回っているcの部分(500円)は「元本払戻金（特別分配金）」となり、収益分配金(2,000円)からc「元本払戻金（特別分配金）」(500円)を差引いた残りのbの部分(1,500円)は普通分配金となります。
収益分配金受取後の個別元本は
収益分配金受取前個別元本(10,500円)－「元本払戻金（特別分配金）」(500円)=10,000円となります。
- C) 収益分配金受取前の個別元本が12,000円の場合
分配金落ち後の基準価額が当初の個別元本を下回っているため、dの部分(2,000円)は「元本払戻金（特別分配金）」となります。
収益分配金受取後の個別元本は
収益分配金受取前個別元本(12,000円)－「元本払戻金（特別分配金）」(2,000円)=10,000円となります。

※取得申込者によって、取扱いが異なる場合があります。また、税法が改正された場合等には、上記の内容が変更になることがあります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

（参考情報）ファンドの総経費率

総経費率 (①+②)	①運用管理費用の比率	②その他費用の比率
1.06%	1.04%	0.02%

※対象期間は2023年9月21日から2024年3月21日です。

※対象期間の運用・管理にかかった費用の総額（原則として、購入時手数料、売買委託手数料および有価証券取引税を含みません。消費税等のかかるものは消費税等を含みます。）を対象期間の平均受益権口数に対象期間の平均基準価額（1口当たり）を乗じた数で除した値（年率）です。

※これらの値はあくまでも参考であり、実際に発生した費用の比率とは異なります。

※詳細につきましては、対象期間の運用報告書（全体版）をご覧ください。

5【運用状況】

以下は2024年3月29日現在の運用状況です。
※投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価または評価金額の比率です。
※投資比率の内訳と合計は、端数処理の関係で一致しない場合があります。

【しんきん3資産ファンド（毎月決算型）】

（1）【投資状況】

資産の種類	国／地域	時価合計（円）	投資比率（％）
投資証券	日本	21,617,867,400	33.22
親投資信託受益証券	日本	42,975,303,125	66.04
現金・預金・その他の資産(負債控除後)	—	477,431,261	0.73
合計(純資産総額)		65,070,601,786	100.00

（2）【投資資産】

①【投資有価証券の主要銘柄】

イ.評価額上位銘柄明細

順位	国／地域	種類	銘柄名	数量	簿価 単価 (円)	簿価 金額 (円)	評価 単価 (円)	評価 金額 (円)	投資 比率 (%)
1	日本	親投資信託受益証券	しんきん好配当利回り株マザーファンド	5,234,450,421	4.1309	21,622,991,244	4.1554	21,751,235,279	33.43
2	日本	親投資信託受益証券	しんきん欧州ソブリン債マザーファンド	5,899,400,223	1.8037	10,640,748,182	1.7997	10,617,150,581	16.32
3	日本	親投資信託受益証券	しんきん米国ソブリン債マザーファンド	4,826,371,782	2.1769	10,506,528,732	2.1977	10,606,917,265	16.30
4	日本	投資証券	日本ビルファンド投資法人	2,441	612,000	1,493,892,000	598,000	1,459,718,000	2.24
5	日本	投資証券	日本プロロジスリート投資法人	4,882	268,300	1,309,840,600	269,000	1,313,258,000	2.02
6	日本	投資証券	ジャパンリアルエステイト投資法人	2,149	552,000	1,186,248,000	538,000	1,156,162,000	1.78
7	日本	投資証券	G L P投資法人	8,431	129,100	1,088,442,100	125,600	1,058,933,600	1.63
8	日本	投資証券	野村不動産マスターファンド投資法人	6,779	151,200	1,024,984,800	150,300	1,018,883,700	1.57
9	日本	投資証券	インヴィンシブル投資法人	14,893	68,100	1,014,213,300	68,000	1,012,724,000	1.56
10	日本	投資証券	K D X不動産投資法人	6,046	154,000	931,084,000	158,700	959,500,200	1.47
11	日本	投資証券	ユナイテッド・アーバン投資法人	6,261	153,000	957,933,000	153,200	959,185,200	1.47
12	日本	投資証券	日本都市ファンド投資法人	10,070	94,400	950,608,000	94,700	953,629,000	1.47
13	日本	投資証券	ジャパン・ホテル・リート投資法人	11,065	79,000	874,135,000	79,700	881,880,500	1.36
14	日本	投資証券	大和ハウスリート投資法人	3,150	257,300	810,495,000	258,800	815,220,000	1.25

15	日本	投資証券	三井不動産ロジスティクスパーク投資法人	1,566	459,000	718,794,000	451,000	706,266,000	1.09
16	日本	投資証券	オリックス不動産投資法人	4,196	163,400	685,626,400	164,400	689,822,400	1.06
17	日本	投資証券	アドバンス・レジデンス投資法人	2,053	338,000	693,914,000	334,000	685,702,000	1.05
18	日本	投資証券	日本ロジスティクスファンド投資法人	2,108	279,600	589,396,800	274,100	577,802,800	0.89
19	日本	投資証券	コンフォリア・レジデンシャル投資法人	1,717	327,000	561,459,000	325,500	558,883,500	0.86
20	日本	投資証券	日本プライムリアルティ投資法人	1,440	331,500	477,360,000	332,000	478,080,000	0.73
21	日本	投資証券	日本アコモデーションファンド投資法人	730	640,000	467,200,000	645,000	470,850,000	0.72
22	日本	投資証券	産業ファンド投資法人	3,222	138,600	446,569,200	135,600	436,903,200	0.67
23	日本	投資証券	東急リアル・エステート投資法人	2,673	162,600	434,629,800	159,900	427,412,700	0.66
24	日本	投資証券	ラサールロジポート投資法人	2,684	156,800	420,851,200	154,100	413,604,400	0.64
25	日本	投資証券	積水ハウス・リート投資法人	4,866	81,400	396,092,400	80,500	391,713,000	0.60
26	日本	投資証券	大和証券リビング投資法人	3,677	108,000	397,116,000	105,400	387,555,800	0.60
27	日本	投資証券	イオンリート投資法人	2,586	139,100	359,712,600	139,300	360,229,800	0.55
28	日本	投資証券	日本リート投資法人	990	349,500	346,005,000	352,500	348,975,000	0.54
29	日本	投資証券	アクティビア・プロパティーズ投資法人	829	400,500	332,014,500	408,500	338,646,500	0.52
30	日本	投資証券	平和不動産リート投資法人	2,359	139,700	329,552,300	142,100	335,213,900	0.52

ロ.種類別投資比率

種類	投資比率（％）
投資証券	33.22
親投資信託受益証券	66.04
合計	99.27

②【投資不動産物件】

該当事項はありません。

③【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

（３）【運用実績】

①【純資産の推移】

期別	純資産総額（円）		1万口当たり純資産額（円）	
	（分配落）	（分配付）	（分配落）	（分配付）
第19特定期間末（2014年 9月22日）	51,396,441,727	51,709,197,526	8,217	8,267
第20特定期間末（2015年 3月20日）	53,754,032,073	54,053,200,050	8,984	9,034
第21特定期間末（2015年 9月24日）	49,398,468,146	49,702,155,600	8,133	8,183

第22特定期間末	(2016年 3月22日)	52,079,800,961	52,394,430,552	8,276	8,326
第23特定期間末	(2016年 9月20日)	46,980,638,173	47,165,409,663	7,628	7,658
第24特定期間末	(2017年 3月21日)	47,893,320,479	48,069,716,605	8,145	8,175
第25特定期間末	(2017年 9月20日)	48,993,171,332	49,173,502,955	8,151	8,181
第26特定期間末	(2018年 3月20日)	49,655,499,857	49,842,496,374	7,966	7,996
第27特定期間末	(2018年 9月20日)	54,783,779,584	54,986,596,859	8,103	8,133
第28特定期間末	(2019年 3月20日)	57,059,214,297	57,275,646,406	7,909	7,939
第29特定期間末	(2019年 9月20日)	60,253,068,815	60,475,906,944	8,112	8,142
第30特定期間末	(2020年 3月23日)	48,356,815,756	48,584,218,559	6,379	6,409
第31特定期間末	(2020年 9月23日)	56,425,448,472	56,659,022,404	7,247	7,277
第32特定期間末	(2021年 3月22日)	61,803,107,248	62,031,518,301	8,117	8,147
第33特定期間末	(2021年 9月21日)	62,068,257,487	62,296,043,910	8,175	8,205
第34特定期間末	(2022年 3月22日)	60,525,238,538	60,755,878,878	7,873	7,903
第35特定期間末	(2022年 9月20日)	63,002,016,377	63,237,495,336	8,026	8,056
第36特定期間末	(2023年 3月20日)	60,742,694,913	60,987,257,773	7,451	7,481
第37特定期間末	(2023年 9月20日)	67,240,509,919	67,481,612,573	8,367	8,397
第38特定期間末	(2024年 3月21日)	65,015,031,553	65,238,382,941	8,733	8,763
	2023年 3月末日	62,701,350,156	—	7,646	—
	4月末日	64,596,270,925	—	7,853	—
	5月末日	64,883,715,115	—	7,958	—
	6月末日	66,520,583,834	—	8,200	—
	7月末日	66,324,572,916	—	8,182	—
	8月末日	67,487,205,242	—	8,327	—
	9月末日	66,542,314,507	—	8,278	—
	10月末日	64,569,264,019	—	8,085	—
	11月末日	65,621,625,364	—	8,330	—
	12月末日	63,605,533,013	—	8,252	—
	2024年 1月末日	64,326,836,692	—	8,476	—
	2月末日	63,318,432,511	—	8,438	—
	3月末日	65,070,601,786	—	8,751	—

(注)分配付の金額は、特定期間末の金額に当該特定期間末の分配金を加算した金額です。

②【分配の推移】

期	計算期間	1万口当たりの分配金（円）
第19特定期間	2014年 3月21日～2014年 9月22日	300
第20特定期間	2014年 9月23日～2015年 3月20日	300
第21特定期間	2015年 3月21日～2015年 9月24日	300
第22特定期間	2015年 9月25日～2016年 3月22日	300
第23特定期間	2016年 3月23日～2016年 9月20日	180
第24特定期間	2016年 9月21日～2017年 3月21日	180
第25特定期間	2017年 3月22日～2017年 9月20日	180
第26特定期間	2017年 9月21日～2018年 3月20日	180

第27特定期間	2018年 3月21日～2018年 9月20日	180
第28特定期間	2018年 9月21日～2019年 3月20日	180
第29特定期間	2019年 3月21日～2019年 9月20日	180
第30特定期間	2019年 9月21日～2020年 3月23日	180
第31特定期間	2020年 3月24日～2020年 9月23日	180
第32特定期間	2020年 9月24日～2021年 3月22日	180
第33特定期間	2021年 3月23日～2021年 9月21日	180
第34特定期間	2021年 9月22日～2022年 3月22日	180
第35特定期間	2022年 3月23日～2022年 9月20日	180
第36特定期間	2022年 9月21日～2023年 3月20日	180
第37特定期間	2023年 3月21日～2023年 9月20日	180
第38特定期間	2023年 9月21日～2024年 3月21日	180

③【収益率の推移】

期	計算期間	収益率（％）
第19特定期間	2014年 3月21日～2014年 9月22日	11.85
第20特定期間	2014年 9月23日～2015年 3月20日	12.99
第21特定期間	2015年 3月21日～2015年 9月24日	△6.13
第22特定期間	2015年 9月25日～2016年 3月22日	5.45
第23特定期間	2016年 3月23日～2016年 9月20日	△5.65
第24特定期間	2016年 9月21日～2017年 3月21日	9.14
第25特定期間	2017年 3月22日～2017年 9月20日	2.28
第26特定期間	2017年 9月21日～2018年 3月20日	△0.06
第27特定期間	2018年 3月21日～2018年 9月20日	3.98
第28特定期間	2018年 9月21日～2019年 3月20日	△0.17
第29特定期間	2019年 3月21日～2019年 9月20日	4.84
第30特定期間	2019年 9月21日～2020年 3月23日	△19.14
第31特定期間	2020年 3月24日～2020年 9月23日	16.43
第32特定期間	2020年 9月24日～2021年 3月22日	14.49
第33特定期間	2021年 3月23日～2021年 9月21日	2.93
第34特定期間	2021年 9月22日～2022年 3月22日	△1.49
第35特定期間	2022年 3月23日～2022年 9月20日	4.23
第36特定期間	2022年 9月21日～2023年 3月20日	△4.92
第37特定期間	2023年 3月21日～2023年 9月20日	14.71
第38特定期間	2023年 9月21日～2024年 3月21日	6.53

(注) 各特定期間の収益率は、特定期間末の基準価額（分配落ち）に当該特定期間の分配金を加算し、当該特定期間の直前の特定期間末の基準価額（分配落ち。以下「前期末基準価額」といいます。）を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に100を乗じた数です。

（４）【設定及び解約の実績】

期	計算期間	設定口数（口）	解約口数（口）
第19特定期間	2014年 3月21日～2014年 9月22日	5,442,024,464	6,108,863,037
第20特定期間	2014年 9月23日～2015年 3月20日	4,995,642,302	7,713,206,722

第21特定期間	2015年 3月21日～2015年 9月24日	6,128,581,050	5,224,685,665
第22特定期間	2015年 9月25日～2016年 3月22日	4,965,342,188	2,776,914,768
第23特定期間	2016年 3月23日～2016年 9月20日	3,161,997,719	4,497,419,078
第24特定期間	2016年 9月21日～2017年 3月21日	3,452,856,972	6,244,645,090
第25特定期間	2017年 3月22日～2017年 9月20日	5,474,376,353	4,162,544,052
第26特定期間	2017年 9月21日～2018年 3月20日	6,968,152,455	4,746,521,239
第27特定期間	2018年 3月21日～2018年 9月20日	8,782,992,647	3,509,406,441
第28特定期間	2018年 9月21日～2019年 3月20日	8,774,441,285	4,236,163,255
第29特定期間	2019年 3月21日～2019年 9月20日	7,241,261,089	5,105,921,216
第30特定期間	2019年 9月21日～2020年 3月23日	9,026,809,662	7,505,251,452
第31特定期間	2020年 3月24日～2020年 9月23日	4,646,521,928	2,589,478,961
第32特定期間	2020年 9月24日～2021年 3月22日	5,192,811,095	6,913,770,782
第33特定期間	2021年 3月23日～2021年 9月21日	7,249,187,912	7,457,397,859
第34特定期間	2021年 9月22日～2022年 3月22日	4,791,397,872	3,840,092,355
第35特定期間	2022年 3月23日～2022年 9月20日	5,334,688,429	3,721,815,335
第36特定期間	2022年 9月21日～2023年 3月20日	6,547,057,551	3,519,090,745
第37特定期間	2023年 3月21日～2023年 9月20日	5,855,467,760	7,008,869,642
第38特定期間	2023年 9月21日～2024年 3月21日	3,580,543,080	9,497,631,747

（参考）

しんきん好配当利回り株マザーファンド

投資状況

資産の種類	国／地域	時価合計（円）	投資比率（％）
株式	日本	35,734,809,280	98.22
現金・預金・その他の資産(負債控除後)	—	649,081,120	1.78
合計(純資産総額)		36,383,890,400	100.00

投資資産

投資有価証券の主要銘柄

イ.評価額上位銘柄明細

順位	国／地域	種類	銘柄名	業種	数量	簿価 単価 (円)	簿価 金額 (円)	評価 単価 (円)	評価 金額 (円)	投資 比率 (％)
1	日本	株式	大林組	建設業	275,200	1,911.50	526,044,800	1,862.50	512,560,000	1.41
2	日本	株式	三菱重工業	機械	341,000	1,346.50	459,156,500	1,448.50	493,938,500	1.36
3	日本	株式	りそなホールディングス	銀行業	482,600	924.50	446,163,700	950.30	458,614,780	1.26
4	日本	株式	野村ホールディングス	証券、商品先物取引業	467,200	989.00	462,060,800	977.60	456,734,720	1.26
5	日本	株式	ENEOSホールディングス	石油・石炭製品	620,200	731.10	453,428,220	731.30	453,552,260	1.25
6	日本	株式	I N P E X	鉱業	192,000	2,311.00	443,712,000	2,340.50	449,376,000	1.24
7	日本	株式	野村不動産ホールディングス	不動産業	101,000	4,077.00	411,777,000	4,400.00	444,400,000	1.22
8	日本	株式	アイシン	輸送用機器	71,400	6,039.00	431,184,600	6,221.00	444,179,400	1.22
9	日本	株式	MS&ADインシュアランスグループホールディングス	保険業	162,600	2,667.66	433,762,600	2,711.00	440,808,600	1.21
10	日本	株式	みずほフィナンシャルグループ	銀行業	143,400	3,043.00	436,366,200	3,046.00	436,796,400	1.20
11	日本	株式	クラレ	化学	265,700	1,606.00	426,714,200	1,641.50	436,146,550	1.20
12	日本	株式	日本テレビホールディングス	情報・通信業	186,700	2,140.00	399,538,000	2,319.50	433,050,650	1.19
13	日本	株式	日本精工	機械	488,400	854.40	417,288,960	883.70	431,599,080	1.19
14	日本	株式	三井物産	卸売業	60,600	7,108.00	430,744,800	7,106.00	430,623,600	1.18
15	日本	株式	出光興産	石油・石炭製品	413,200	1,056.00	436,339,200	1,042.00	430,554,400	1.18
16	日本	株式	東京海上ホールディングス	保険業	91,500	4,786.00	437,919,000	4,703.00	430,324,500	1.18
17	日本	株式	三井住友フィナンシャルグループ	銀行業	48,200	8,912.00	429,558,400	8,909.00	429,413,800	1.18

18	日本	株式	三井住友トラスト・ホールディングス	銀行業	129,800	3,336.00	433,012,800	3,308.00	429,378,400	1.18
19	日本	株式	カシオ計算機	電気機器	330,700	1,283.00	424,288,100	1,296.00	428,587,200	1.18
20	日本	株式	住友電気工業	非鉄金属	182,400	2,358.00	430,099,200	2,347.50	428,184,000	1.18
21	日本	株式	本田技研工業	輸送用機器	225,400	1,890.00	426,006,000	1,891.00	426,231,400	1.17
22	日本	株式	三和ホールディングス	金属製品	158,900	2,671.50	424,501,350	2,681.00	426,010,900	1.17
23	日本	株式	大和証券グループ本社	証券、商品先物取引業	369,000	1,176.00	433,944,000	1,151.00	424,719,000	1.17
24	日本	株式	日本瓦斯	小売業	165,200	2,662.00	439,762,400	2,569.50	424,481,400	1.17
25	日本	株式	大塚ホールディングス	医薬品	67,200	6,408.00	430,617,600	6,310.00	424,032,000	1.17
26	日本	株式	積水ハウス	建設業	120,600	3,459.00	417,155,400	3,515.00	423,909,000	1.17
27	日本	株式	デンソー	輸送用機器	147,000	2,932.00	431,004,000	2,883.00	423,801,000	1.16
28	日本	株式	三菱電機	電気機器	167,400	2,551.50	427,121,100	2,512.00	420,508,800	1.16
29	日本	株式	東京エレクトロン	電気機器	10,600	39,340.00	417,004,000	39,570.00	419,442,000	1.15
30	日本	株式	トヨタ自動車	輸送用機器	110,600	3,799.00	420,169,400	3,792.00	419,395,200	1.15

ロ.種類別及び業種別の投資比率

種類	国内／外国	業種	投資比率（％）
----	-------	----	---------

株式	国内	水産・農林業	0.97
		鉱業	1.24
		建設業	2.57
		食料品	1.10
		繊維製品	1.10
		化学	6.82
		医薬品	4.32
		石油・石炭製品	2.43
		ゴム製品	2.28
		ガラス・土石製品	1.12
		鉄鋼	2.20
		非鉄金属	2.31
		金属製品	2.24
		機械	8.11
		電気機器	11.16
		輸送用機器	6.92
		精密機器	1.11
		その他製品	1.07
		電気・ガス業	1.79
		陸運業	2.22
		倉庫・運輸関連業	1.09
		情報・通信業	6.65
		卸売業	5.57
		小売業	3.39
		銀行業	5.93
		証券、商品先物取引業	2.42
		保険業	3.48
		不動産業	2.32
		サービス業	4.29
合計			98.22

投資不動産物件

該当事項はありません。

その他投資資産の主要なもの

該当事項はありません。

しんきん欧州ソブリン債マザーファンド

投資状況

資産の種類	国／地域	時価合計（円）	投資比率（％）
国債証券	ドイツ	3,647,825,874	26.17
	フランス	4,677,340,904	33.56
	オランダ	851,905,354	6.11
	スペイン	2,771,575,123	19.88
	ベルギー	1,002,721,024	7.19
	オーストリア	675,569,557	4.85
	小計	13,626,937,836	97.76
現金・預金・その他の資産(負債控除後)	—	311,990,819	2.24
合計(純資産総額)		13,938,928,655	100.00

投資資産

投資有価証券の主要銘柄

イ.評価額上位銘柄明細

順位	国／地域	種類	銘柄名	数量	簿価 単価 (円)	簿価 金額 (円)	評価 単価 (円)	評価 金額 (円)	利率 (％)	償還期限	投資 比率 (％)
1	ドイツ	国債証券	DBR 4.000 01/04/37	3,400,000	19,126.76	650,310,027	19,153.43	651,216,757	4	2037/1/4	4.67
2	ドイツ	国債証券	DBR 4.750 07/04/34	3,100,000	19,937.28	618,055,827	19,908.39	617,160,129	4.75	2034/7/4	4.43
3	スペイン	国債証券	SPGB 0.800 07/30/29	3,700,000	14,629.82	541,303,710	14,695.97	543,751,069	0.8	2029/7/30	3.90
4	フランス	国債証券	FRTR 2.750 10/25/27	3,300,000	16,421.94	541,924,152	16,350.18	539,556,062	2.75	2027/10/25	3.87
5	フランス	国債証券	FRTR 4.000 10/25/38	2,900,000	18,100.14	524,904,325	18,171.63	526,977,326	4	2038/10/25	3.78
6	スペイン	国債証券	SPGB 4.700 07/30/41	2,700,000	18,464.14	498,531,826	18,789.43	507,314,611	4.7	2041/7/30	3.64
7	ドイツ	国債証券	DBR 1.700 08/15/32	3,100,000	15,676.42	485,969,234	15,659.28	485,437,888	1.7	2032/8/15	3.48
8	スペイン	国債証券	SPGB 4.200 01/31/37	2,700,000	17,594.88	475,061,995	17,816.01	481,032,367	4.2	2037/1/31	3.45
9	フランス	国債証券	FRTR 3.250 05/25/45	2,900,000	16,280.31	472,129,192	16,488.66	478,171,193	3.25	2045/5/25	3.43
10	スペイン	国債証券	SPGB 1.950 07/30/30	3,000,000	15,396.79	461,903,904	15,470.38	464,111,562	1.95	2030/7/30	3.33
11	ドイツ	国債証券	DBR 4.750 07/04/28	2,500,000	18,008.46	450,211,594	17,865.11	446,627,905	4.75	2028/7/4	3.20
12	フランス	国債証券	FRTR 0.500 05/25/25	2,800,000	15,800.68	442,419,186	15,813.30	442,772,643	0.5	2025/5/25	3.18

13	フランス	国債証券	FRTR 5.750 10/25/32	2,200,000	20,075.58	441,662,796	19,988.41	439,745,053	5.75	2032/10/25	3.15
14	フランス	国債証券	FRTR 1.500 05/25/31	2,700,000	15,125.26	408,382,112	15,117.91	408,183,775	1.5	2031/5/25	2.93
15	オランダ	国債証券	NETHER 2.500 01/15/33	2,500,000	16,265.07	406,626,759	16,289.34	407,233,522	2.5	2033/1/15	2.92
16	フランス	国債証券	FRTR 1.000 05/25/27	2,550,000	15,520.79	395,780,245	15,486.74	394,911,922	1	2027/5/25	2.83
17	フランス	国債証券	FRTR 2.500 05/25/30	2,400,000	16,254.45	390,107,034	16,204.41	388,905,849	2.5	2030/5/25	2.79
18	ドイツ	国債証券	DBR 0.500 02/15/26	2,300,000	15,656.02	360,088,504	15,641.65	359,758,106	0.5	2026/2/15	2.58
19	フランス	国債証券	FRTR 0.000 11/25/31	2,500,000	13,308.82	332,720,665	13,343.23	333,580,940	0	2031/11/25	2.39
20	ドイツ	国債証券	DBR 0.250 02/15/29	2,200,000	14,838.64	326,450,225	14,812.46	325,874,184	0.25	2029/2/15	2.34
21	フランス	国債証券	FRTR 1.250 05/25/34	2,300,000	14,022.51	322,517,773	14,080.72	323,856,635	1.25	2034/5/25	2.32
22	ドイツ	国債証券	DBR 0.000 08/15/31	2,300,000	13,877.68	319,186,762	13,891.91	319,514,157	0	2031/8/15	2.29
23	スペイン	国債証券	SPGB 1.500 04/30/27	2,000,000	15,679.62	313,592,529	15,668.75	313,375,093	1.5	2027/4/30	2.25
24	ドイツ	国債証券	DBR 3.250 07/04/42	1,650,000	17,974.35	296,576,880	18,145.75	299,405,013	3.25	2042/7/4	2.15
25	ベルギー	国債証券	BGB 5.000 03/28/35	1,400,000	19,436.79	272,115,073	19,508.81	273,123,374	5	2035/3/28	1.96
26	スペイン	国債証券	SPGB 1.950 04/30/26	1,500,000	16,002.28	240,034,299	15,976.29	239,644,482	1.95	2026/4/30	1.72
27	フランス	国債証券	FRTR 1.250 05/25/36	1,600,000	13,443.79	215,100,695	13,535.02	216,560,457	1.25	2036/5/25	1.55
28	ベルギー	国債証券	BGB 3.000 06/22/34	1,300,000	16,453.71	213,898,236	16,544.50	215,078,560	3	2034/6/22	1.54
29	オーストリア	国債証券	RAGB 2.400 05/23/34	1,300,000	15,657.71	203,550,356	15,726.54	204,445,042	2.4	2034/5/23	1.47
30	ベルギー	国債証券	BGB 0.900 06/22/29	1,200,000	14,978.24	179,738,993	14,977.79	179,733,508	0.9	2029/6/22	1.29

ロ.種類別投資比率

種類	投資比率（％）
国債証券	97.76
合計	97.76

投資不動産物件

該当事項はありません。

その他投資資産の主要なもの

該当事項はありません。

しんきん米国ソブリン債マザーファンド

投資状況

資産の種類	国／地域	時価合計（円）	投資比率（％）
国債証券	アメリカ	11,934,046,731	85.17
特殊債券	国際機関	1,862,295,996	13.29
現金・預金・その他の資産(負債控除後)	—	215,167,844	1.54
合計(純資産総額)		14,011,510,571	100.00

投資資産

投資有価証券の主要銘柄

イ. 評価額上位銘柄明細

順位	国／地域	種類	銘柄名	数量	簿価 単価 (円)	簿価 金額 (円)	評価 単価 (円)	評価 金額 (円)	利率 (%)	償還期限	投資 比率 (%)
1	アメリカ	国債証券	T-NOTE 2.875 05/31/25	5,100,000	14,798.55	754,726,209	14,786.13	754,092,773	2.875	2025/5/31	5.38
2	アメリカ	国債証券	T-NOTE 2.000 08/15/25	4,900,000	14,573.80	714,116,390	14,573.21	714,087,412	2	2025/8/15	5.10
3	国際機関	特殊債券	ASIA 1.875 01/24/30	5,300,000	13,242.23	701,838,424	13,203.10	699,764,440	1.875	2030/1/24	4.99
4	アメリカ	国債証券	T-NOTE 2.250 11/15/25	4,500,000	14,566.70	655,501,794	14,544.23	654,490,427	2.25	2025/11/15	4.67
5	アメリカ	国債証券	T-NOTE 1.125 01/15/25	4,200,000	14,627.62	614,360,270	14,677.01	616,434,469	1.125	2025/1/15	4.40
6	アメリカ	国債証券	T-NOTE 1.625 02/15/26	3,900,000	14,333.67	559,013,410	14,317.70	558,390,617	1.625	2026/2/15	3.99
7	アメリカ	国債証券	T-BOND 3.625 02/15/44	4,000,000	13,480.22	539,208,862	13,434.68	537,387,212	3.625	2044/2/15	3.84
8	アメリカ	国債証券	T-NOTE 1.625 05/15/26	3,700,000	14,262.70	527,720,038	14,230.76	526,538,327	1.625	2026/5/15	3.76
9	国際機関	特殊債券	IADB 2.125 01/15/25	3,400,000	14,750.26	501,508,907	14,785.65	502,712,360	2.125	2025/1/15	3.59
10	アメリカ	国債証券	T-NOTE 3.125 11/15/28	3,400,000	14,514.06	493,478,309	14,421.21	490,321,176	3.125	2028/11/15	3.50
11	アメリカ	国債証券	T-NOTE 1.375 11/15/31	3,800,000	12,407.93	471,501,385	12,367.12	469,950,619	1.375	2031/11/15	3.35
12	アメリカ	国債証券	T-BOND 2.500 05/15/46	4,300,000	10,939.96	470,418,447	10,922.81	469,680,917	2.5	2046/5/15	3.35
13	アメリカ	国債証券	T-BOND 4.375 05/15/40	3,000,000	15,252.19	457,565,752	15,221.43	456,643,097	4.375	2040/5/15	3.26
14	アメリカ	国債証券	T-BOND 3.125 02/15/42	3,600,000	12,704.81	457,373,272	12,669.94	456,117,895	3.125	2042/2/15	3.26
15	アメリカ	国債証券	T-BOND 3.125 05/15/48	3,700,000	12,130.54	448,830,106	12,109.25	448,042,296	3.125	2048/5/15	3.20

16	アメリカ	国債証券	T-NOTE 2.375 08/15/24	2,900,000	14,922.96	432,766,119	14,974.65	434,265,023	2.375	2024/8/15	3.10
17	アメリカ	国債証券	T-NOTE 0.875 11/15/30	3,450,000	12,300.87	424,380,349	12,255.33	422,809,170	0.875	2030/11/15	3.02
18	アメリカ	国債証券	T-NOTE 2.250 11/15/27	2,950,000	14,149.73	417,417,261	14,083.49	415,463,125	2.25	2027/11/15	2.97
19	アメリカ	国債証券	T-NOTE 1.250 08/15/31	3,200,000	12,373.62	395,956,075	12,333.40	394,669,090	1.25	2031/8/15	2.82
20	アメリカ	国債証券	T-BOND 1.750 08/15/41	3,800,000	10,205.98	387,827,252	10,217.80	388,276,750	1.75	2041/8/15	2.77
21	アメリカ	国債証券	T-BOND 4.750 02/15/37	2,300,000	16,162.42	371,735,799	16,103.87	370,389,077	4.75	2037/2/15	2.64
22	国際機関	特殊債券	IBRD 1.875 10/27/26	2,600,000	14,186.65	368,852,932	14,155.70	368,048,259	1.875	2026/10/27	2.63
23	アメリカ	国債証券	T-BOND 3.500 02/15/39	2,500,000	13,927.35	348,183,854	13,910.20	347,755,058	3.5	2039/2/15	2.48
24	アメリカ	国債証券	T-BOND 3.000 02/15/47	2,750,000	11,920.74	327,820,393	11,911.11	327,555,722	3	2047/2/15	2.34
25	国際機関	特殊債券	IBRD 0.750 11/24/27	2,200,000	13,299.62	292,591,853	13,262.31	291,770,937	0.75	2027/11/24	2.08
26	アメリカ	国債証券	T-NOTE 2.625 02/15/29	2,050,000	14,141.69	289,904,727	14,065.16	288,335,798	2.625	2029/2/15	2.06
27	アメリカ	国債証券	T-NOTE 1.625 08/15/29	1,900,000	13,348.32	253,618,255	13,289.18	252,494,508	1.625	2029/8/15	1.80
28	アメリカ	国債証券	T-NOTE 2.625 01/31/26	1,500,000	14,632.94	219,494,225	14,595.68	218,935,312	2.625	2026/1/31	1.56
29	アメリカ	国債証券	T-NOTE 1.500 02/15/30	1,600,000	13,064.43	209,030,967	13,017.11	208,273,917	1.5	2030/2/15	1.49
30	アメリカ	国債証券	T-NOTE 0.625 08/15/30	1,600,000	12,151.83	194,429,363	12,125.22	194,003,524	0.625	2030/8/15	1.38

ロ.種類別投資比率

種類	投資比率（％）
国債証券	85.17
特殊債券	13.29
合計	98.46

投資不動産物件

該当事項はありません。

その他投資資産の主要なもの

該当事項はありません。

（参考情報）運用実績

データは2024年3月29日現在です。

※下記のグラフ・データは過去の実績を示したものであり、将来の成果を示唆・保証するものではありません。

※端数処理の都合上、各欄の合計が合計欄と一致しない場合や、比率の合計が100にならない場合等があります。

● 基準価額・純資産の推移



■ 基準価額・純資産総額

基準価額	8,751円
純資産総額	65,071百万円

■ 分配の推移（税引前）

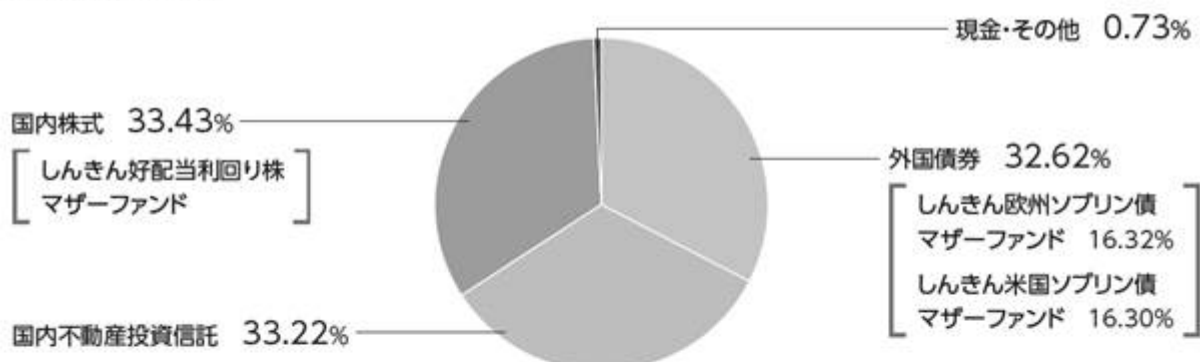
決算期	分配金
2024年 3月	30円
2024年 2月	30円
2024年 1月	30円
2023年12月	30円
2023年11月	30円
直近1年間累計	360円
設定来累計	8,940円

※基準価額および分配金は1万口当たりです。

※基準価額（分配金再投資後）は決算日の翌営業日に分配金を非課税で再投資したものと計算しています。

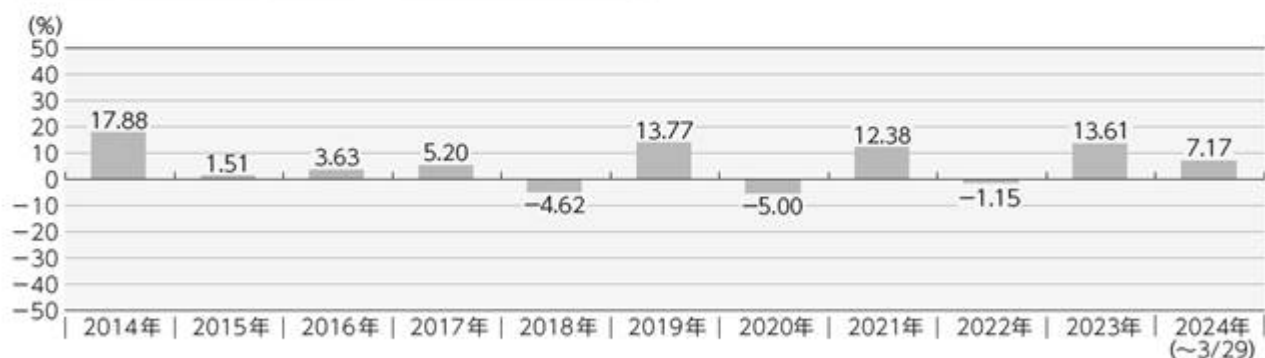
● 主要な資産の状況

■ 資産別投資比率



※投資比率は、しんきん3資産ファンド（毎月決算型）の純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

● 年間収益率の推移（期間:2014年～2024年）



※当ファンドはベンチマークを設定していません。

※上記の収益率は決算時の分配金を非課税で再投資したものと計算しています。

※最新の運用実績はしんきんアセットマネジメント投信（株）のホームページで運用レポートとしてお知らせしています。

追加的記載事項

データは2024年3月29日現在です。

■各マザーファンドの組入上位10銘柄

※投資比率は、当該マザーファンドの純資産総額に対する当該銘柄の時価の比率です。

	国内株式		
	しんきん好配当利回り株マザーファンド		
	銘柄名	業種	投資比率
1	大林組	建設業	1.41%
2	三菱重工業	機械	1.36%
3	りそなホールディングス	銀行業	1.26%
4	野村ホールディングス	証券、 商品先物 取引業	1.26%
5	ENEOSホールディングス	石油・ 石炭製品	1.25%
6	INPEX	鉱業	1.24%
7	野村不動産ホールディングス	不動産業	1.22%
8	アイシン	輸送用機器	1.22%
9	MS&ADインシュアランス グループホールディングス	保険業	1.21%
10	みずほフィナンシャル グループ	銀行業	1.20%

	外国債券			
	しんきん欧州ソブリン債マザーファンド			
	銘柄名	利率	満期日	投資比率
1	ドイツ国債	4.00%	2037/01/04	4.67%
2	ドイツ国債	4.75%	2034/07/04	4.43%
3	スペイン国債	0.80%	2029/07/30	3.90%
4	フランス国債	2.75%	2027/10/25	3.87%
5	フランス国債	4.00%	2038/10/25	3.78%
6	スペイン国債	4.70%	2041/07/30	3.64%
7	ドイツ国債	1.70%	2032/08/15	3.48%
8	スペイン国債	4.20%	2037/01/31	3.45%
9	フランス国債	3.25%	2045/05/25	3.43%
10	スペイン国債	1.95%	2030/07/30	3.33%

	外国債券			
	しんきん米国ソブリン債マザーファンド			
	銘柄名	利率	満期日	投資比率
1	アメリカ国債	2.875%	2025/05/31	5.38%
2	アメリカ国債	2.000%	2025/08/15	5.10%
3	アジア開発 銀行	1.875%	2030/01/24	4.99%
4	アメリカ国債	2.250%	2025/11/15	4.67%
5	アメリカ国債	1.125%	2025/01/15	4.40%
6	アメリカ国債	1.625%	2026/02/15	3.99%
7	アメリカ国債	3.625%	2044/02/15	3.84%
8	アメリカ国債	1.625%	2026/05/15	3.76%
9	米州開発銀行	2.125%	2025/01/15	3.59%
10	アメリカ国債	3.125%	2028/11/15	3.50%

■国内不動産投信の組入上位10銘柄

※投資比率は、しんきん3資産ファンド（毎月決算型）の純資産総額に対する当該銘柄の時価の比率です。

	国内不動産投資信託（Jリート）	
	銘柄名	投資比率
1	日本ビルファンド投資法人	2.24%
2	日本プロロジスリート投資法人	2.02%
3	ジャパンリアルエステイト投資法人	1.78%
4	GLP投資法人	1.63%
5	野村不動産マスターファンド投資法人	1.57%
6	インヴィンシブル投資法人	1.56%
7	KDX不動産投資法人	1.47%
8	ユナイテッド・アーバン投資法人	1.47%
9	日本都市ファンド投資法人	1.47%
10	ジャパン・ホテル・リート投資法人	1.36%

第2【管理及び運営】

1【申込（販売）手続等】

- （1）申込みの際、取得申込者は、販売会社との間の権利義務関係を明確にすることを目的とした契約を結びます。
- （2）販売会社は「自動けいぞく投資約款」を取得申込者に交付し、取得申込者は当該約款に基づく自動けいぞく投資の申込みを行います。
- （3）申込単位は、販売会社が定める単位です。
- （4）申込に係る受益権の価額は、取得申込受付日の翌営業日の基準価額に、2.2%（税抜2.0%）を上限に、販売会社が個別に定める手数料率を乗じて得た申込手数料を加算した額とします。
収益分配金を再投資する場合の受益権の買付価額は、原則として、各計算期間終了日の基準価額とします。
- （5）各営業日の午後3時[※]までに受け付けた取得の申込みを、当日の申込受付分として取り扱います。この時刻を過ぎて行われる申込みは、翌営業日以降の取扱いとなります。
※2024年11月5日以降は午後3時30分になる予定です。なお、販売会社によっては異なる場合がありますので、詳細は販売会社にご確認ください。
- （6）ニューヨーク、ロンドンもしくはフランクフルトの金融商品取引所の休業日またはニューヨーク、ロンドンもしくはフランクフルトの銀行が休業日の場合は、受益権の取得の申込みを受け付けません。ただし、「自動けいぞく投資約款」に従って契約を結んだ取得申込者においては、収益分配金の再投資に係る追加信託の申込みに限ってこれを受け付けるものとします。
- （7）委託会社は、金融商品取引所における取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、取得申込みの受け付けを中止することおよびすでに受け付けた取得申込みの受け付けを取り消すことができます。
- （8）取得申込者は販売会社に、取得申込と同時にまたはあらかじめ当該取得申込者が受益権の振替を行うための振替機関等の口座を申し出るものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行われます。なお、販売会社は、当該取得申込の代金の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行うことができます。委託会社は、追加信託により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため振替法に定める事項の振替機関への通知を行うものとします。振替機関等は、委託会社から振替機関への通知があった場合、振替法の規定に従い、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。受託会社は、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行います。

※ファンドの申込（販売）手続について、ご不明な点がある場合には、委託会社までお問い合わせください。

<照会先>

しんきんアセットマネジメント投信株式会社（委託会社）

<コールセンター>0120-781812

携帯電話からは03-5524-8181（受付時間：営業日の9:00～17:00）

<ホームページ><https://www.skam.co.jp>

2【換金（解約）手続等】

- (1) 受益者は、自己に帰属する受益権について、一部解約の実行を請求することにより換金することができます。
- (2) 各営業日の午後3時[※]までに受け付けた一部解約の実行の請求を、当日の申込受付分として取り扱います。この時刻を過ぎて行われる請求は、翌営業日以降の取扱いとなります。
※2024年11月5日以降は午後3時30分になる予定です。なお、販売会社によっては異なる場合がありますので、詳細は販売会社にご確認ください。
- (3) ニューヨーク、ロンドンもしくはフランクフルトの金融商品取引所の休業日またはニューヨーク、ロンドンもしくはフランクフルトの銀行が休業日の場合は、受益権の換金（解約）の申込みを受け付けません。
- (4) 受益者は、自己に帰属する受益権につき、1口単位をもって一部解約の実行を請求することができます。受益者が一部解約の実行を請求するときは、販売会社に対し振替受益権をもって行うものとします。委託会社は、一部解約の実行の請求を受けた場合には、この信託契約の一部を解約します。
- (5) 解約価額は、一部解約の実行の請求受付日の翌営業日の基準価額から当該基準価額の0.3%を信託財産留保額として控除した価額とします。
- (6) 解約時の課税に関しては、前記「ファンド情報 第1 ファンドの状況」の「4 手数料等及び税金 (5) 課税上の取扱い」をご覧ください。
- (7) 一部解約金に係る収益調整金（注）は、原則として、受益者ごとの信託時の受益権の価額等に応じて計算されるものとします。
- (8) 委託会社は、金融商品取引所における取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、一部解約の実行の請求の受け付けを中止することができます。一部解約の実行の請求受け付けが中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行った当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額計算日に一部解約の実行の請求を受け付けたものとして、5)の規定に準じて算定した価額とします。
- (9) 解約代金の支払いは、原則として上記解約請求日から起算して5営業日目から販売会社の営業所等で支払われます。
- (10) 委託会社は、一部解約代金について、受益者への支払開始日までに、その全額を委託会社の指定する預金口座等に払い込みます。委託会社は、委託会社の一部解約金を払い込んだ後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。
- (11) 換金の請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの信託契約の一部解約を委託会社が行うのと引き換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、振替法の規定に従い当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

（注）収益調整金は、所得税法施行令第27条の規定によるものとし、受益者ごとの信託時の受益権の価額と元本の差額をいい、原則として、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。

3【資産管理等の概要】

（1）【資産の評価】

- 1) 基準価額は、委託会社によって毎営業日算出されます。
- 2) 基準価額とは、投資信託財産に属する資産を法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価により評価して得た投資信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。（ただし、便宜上1万口あたりに換算した基準価額で表示することがあります。）

基準価額は、組入有価証券の値動き等により日々変動します。

基準価額は、販売会社または下記の照会先に問い合わせることにより知ることができるほか、原則として日本経済新聞朝刊に掲載されます。また、委託会社のホームページで、最新の基準価額をご覧になることもできます。

＜照会先＞

しんきんアセットマネジメント投信株式会社（委託会社）

＜コールセンター＞0120-781812

携帯電話からは03-5524-8181（受付時間：営業日の9:00～17:00）

＜ホームページ＞<https://www.skam.co.jp>

3) ファンドの主要な投資対象資産の評価方法

- 「しんきん好配当利回り株マザーファンド」、「しんきん欧州ソブリン債マザーファンド」および「しんきん米国ソブリン債マザーファンド」の受益証券は、原則として計算日の基準価額で評価します。
- 国内不動産投資信託の受益証券は、原則として金融商品取引所における計算日の最終相場で評価します。
- 外貨建資産の円換算については、原則として我が国における当日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。また、予約為替の評価は、我が国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によるものとします。

（2）【保管】

該当事項はありません。

（3）【信託期間】

信託期間は無期限とします。ただし、後記「（5）その他」の「1）ファンドの繰上償還条項」により信託契約を解約し、信託を終了させることがあります。

（4）【計算期間】

- 1) この信託の計算期間は、原則として毎月21日から翌月20日までとします。
- 2) 各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は、該当日以降の最初の営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、約款に定める信託期間の終了日とします。

（５）【その他】

1) ファンドの繰上償還条項

- ① 委託会社は、この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、もしくはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この信託契約を解約し信託を終了させることができます。この場合において、委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。
- ② 委託会社は、前項について、あらかじめ解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面をこの信託契約に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
- ③ 上記②の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。
- ④ 上記③の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、信託契約の解約をしません。
- ⑤ 委託会社は、この信託契約の解約をしないこととしたときは、解約しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
- ⑥ 上記③から上記⑤までの規定は、投資信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、上記③の一定の期間が一月を下らずにその公告および書面の交付を行うことが困難な場合には適用しません。
- ⑦ 委託会社は、監督官庁より信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令に従い、信託契約を解約し、信託を終了させます。
- ⑧ 委託会社が監督官庁より登録の取消しを受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託会社は、信託契約を解約し、信託を終了させます。ただし、監督官庁が信託契約に関する委託会社の業務を他の委託会社に引継ぐことを命じたときは、下記2)の④に該当する場合を除き、当該委託会社と受託会社との間において存続します。
- ⑨ 受託会社がその任務を辞任する場合において、委託会社が新受託会社を選任できないときは、委託会社は信託契約を解約し、信託を終了させます。

2) 約款の変更

- ① 委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この約款を変更することができます。約款の変更を行う際には、委託会社は、その旨をあらかじめ監督官庁に届け出ます。
- ② 委託会社はこの変更事項のうち、その内容が重大なものについては、あらかじめ、その旨およびその内容等を公告し、かつ知られたる受益者に書面を交付します。公告は日本経済新聞に掲載します。ただし、全ての受益者に書面を交付した場合は、原則として公告を行いません。
- ③ 上記②の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。
- ④ 上記③の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、約款の変更を行いません。
- ⑤ 委託会社は、約款の変更をしないこととしたときは、変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

- ⑥ 委託会社は、監督官庁の命令に基づいてこの約款を変更しようとするときは、上記①から上記⑤までの規定に従います。

3) 反対者の買取請求権

前記1)の①から⑥の規定に従い信託契約の解約を行う場合、または前記2)の規定に従い約款の変更を行う場合において、一定の期間内に委託会社に対して異議を述べた受益者は、委託会社を経由して、受託会社に対し、自己に帰属する受益権を、投資信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。

4) 販売会社との契約の更改等

委託会社と販売会社との間で締結される販売契約（投資信託受益権の募集・販売の取扱等に関する契約書）は、期間満了の1か月前までに当事者のいずれからも、別段の意思表示がない場合は、自動的に1年更新されます。販売契約の内容は、必要に応じて、委託会社と販売会社との合意により、随時変更される場合があります。

5) 運用報告書

「投資信託及び投資法人に関する法律」の規定に基づき、毎年3月および9月の計算期間の末日および償還日を基準に交付運用報告書を作成し、投資信託財産に係る知られたる受益者に、販売会社を通じて交付します。

6) 公告

委託会社が受益者に対して行う公告は、日本経済新聞に掲載します。

4【受益者の権利等】

受益者の有する主な権利は次のとおりです。

(1) 収益分配金に対する請求権

- 1) 収益分配金は、毎計算期間終了日後1か月以内の委託会社の指定する日から、毎計算期間の末日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金に係る計算期間の末日以前において一部解約が行われた受益権に係る受益者を除きます。また、当該収益分配金に係る計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払い前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者としします。）に支払います。
- 2) 上記にかかわらず、別に定める契約に基づいて収益分配金を再投資する受益者に対しては、受託会社が委託会社の指定する預金口座等に払い込むことにより、原則として毎計算期間終了日の翌営業日に収益分配金が販売会社に支払われます。この場合、販売会社は、受益者に対し遅滞なく収益分配金の再投資に係る受益権の取得の申込みに応じるものとします。当該取得申込みにより増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。
- 3) 販売会社は、受益者が自己に帰属する受益権について、あらかじめ収益分配金の再投資に係る受益権の取得申込みを中止することを申し出た場合には、当該受益権に帰属する収益分配金を当該計算期間終了のつど受益者に支払います。
- 4) 受益者が収益分配金について支払開始日から5年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託会社から交付を受けた金銭は委託会社に帰属します。

（２）償還金に対する請求権

- 1) 受益者は、ファンドに係る償還金を持分に应じて請求する権利を有します。
- 2) 償還金は、信託終了日後１か月以内の委託会社の指定する日(原則として償還日から起算して５営業日目まで)から信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（信託終了日以前において一部解約が行われた受益権に係る受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払い前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者としします。）に支払います。なお、当該受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対し委託会社がこの信託の償還をするのと引き換えに、当該償還に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、振替法の規定に従い当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録を行います。
- 3) 償還金の支払いは、販売会社の営業所等において行います。
- 4) 受益者が償還金について支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託会社から交付を受けた金銭は委託会社に帰属します。

（３）換金（解約）請求権

受益者は、委託会社に受益権の一部解約の実行を請求することにより換金する権利を有します。権利行使の方法等については、上記「第２ 管理及び運営」の「２ 換金（解約）手続等」をご参照ください。

（４）帳簿閲覧・謄写請求権

受益者は、委託会社に対し、その営業時間内に当該受益者に係る投資信託財産に関する書類の閲覧または謄写の請求をすることができます。

第3【ファンドの経理状況】

1. 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）並びに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づいて作成しております。
なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。
2. 当ファンドの計算期間は6か月未満であるため、財務諸表は6か月ごとに作成しております。
3. 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、当特定期間（2023年9月21日から2024年3月21日まで）の財務諸表について、PwC Japan有限責任監査法人による監査を受けております。

1 【財務諸表】

しんきん3資産ファンド（毎月決算型）

(1) 【貸借対照表】

(単位：円)

	前期 (2023年 9月20日現在)	当期 (2024年 3月21日現在)
資産の部		
流動資産		
金銭信託	148,607,090	148,580,335
コール・ローン	144,814,440	5,296,980
投資証券	21,124,708,200	21,709,498,100
親投資信託受益証券	45,738,102,517	42,770,268,158
未収入金	250,000,000	938,713,486
未収配当金	223,456,643	255,308,313
未収利息	—	1
流動資産合計	67,629,688,890	65,827,665,373
資産合計	67,629,688,890	65,827,665,373
負債の部		
流動負債		
未払金	—	434,851,470
未払収益分配金	241,102,654	223,351,388
未払解約金	90,328,378	99,984,978
未払受託者報酬	4,240,265	3,997,461
未払委託者報酬	53,306,196	50,253,758
未払利息	433	—
その他未払費用	201,045	194,765
流動負債合計	389,178,971	812,633,820
負債合計	389,178,971	812,633,820
純資産の部		
元本等		
元本	※1,※3 80,367,551,530	※1,※3 74,450,462,863
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（△）	※2 △13,127,041,611	※2 △9,435,431,310
（分配準備積立金）	3,369,867,691	5,729,175,379
元本等合計	67,240,509,919	65,015,031,553
純資産合計	67,240,509,919	65,015,031,553
負債純資産合計	67,629,688,890	65,827,665,373

（２）【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	前期 (自 2023年 3月21日 至 2023年 9月20日)	当期 (自 2023年 9月21日 至 2024年 3月21日)
営業収益		
受取配当金	394,030,745	496,259,116
受取利息	—	1
有価証券売買等損益	8,875,390,158	3,902,605,866
営業収益合計	9,269,420,903	4,398,864,983
営業費用		
支払利息	62,379	96,861
受託者報酬	25,267,280	24,868,543
委託者報酬	317,645,795	312,633,003
その他費用	1,260,326	1,222,517
営業費用合計	344,235,780	338,820,924
営業利益又は営業損失（△）	8,925,185,123	4,060,044,059
経常利益又は経常損失（△）	8,925,185,123	4,060,044,059
当期純利益又は当期純損失（△）	8,925,185,123	4,060,044,059
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（△）	64,985,177	5,028,752
期首剰余金又は期首欠損金（△）	△20,778,258,499	△13,127,041,611
剰余金増加額又は欠損金減少額	1,427,094,606	1,633,408,416
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	1,427,094,606	1,633,408,416
剰余金減少額又は欠損金増加額	1,173,628,396	609,437,666
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	1,173,628,396	609,437,666
分配金	※1 1,462,449,268	※1 1,387,375,756
期末剰余金又は期末欠損金（△）	△13,127,041,611	△9,435,431,310

(3) 【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	投資証券 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、金融商品取引所における最終相場（最終相場のないものについては、それに準ずる価額）、又は金融商品取引業者等から提示される気配相場に基づいて評価しております。
	親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、当該親投資信託受益証券の基準価額で評価しております。
2. その他財務諸表作成のための基礎となる事項	特定期間の取扱い 当特定期間は、当期末が休日のため、2023年9月21日から2024年3月21日までとなっております。

(重要な会計上の見積りに関する注記)

前期 (2023年9月20日現在)	当期 (2024年3月21日現在)
当特定期間の財務諸表の作成にあたって行った会計上の見積りが当特定期間の翌特定期間の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクは識別していないため、注記を省略しております。	同左

(貸借対照表に関する注記)

区分	前期 (2023年9月20日現在)	当期 (2024年3月21日現在)
※1 信託財産に係る期首元本額、期中追加設定元本額及び期中一部解約元本額	期首元本額 81,520,953,412円 期中追加設定元本額 5,855,467,760円 期中一部解約元本額 7,008,869,642円	期首元本額 80,367,551,530円 期中追加設定元本額 3,580,543,080円 期中一部解約元本額 9,497,631,747円
※2 元本の欠損	貸借対照表上の純資産額が元本総額を下回っており、その差額は13,127,041,611円であります。	貸借対照表上の純資産額が元本総額を下回っており、その差額は9,435,431,310円であります。
※3 特定期間末日における受益権の総数	80,367,551,530口	74,450,462,863口

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

前期 (自 2023年3月21日 至 2023年9月20日)	当期 (自 2023年9月21日 至 2024年3月21日)
※1 分配金の計算過程 第215期	※1 分配金の計算過程 第221期
A 費用控除後の配当等収益額 427,941,831円	A 費用控除後の配当等収益額 314,951,926円
B 費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額 0円	B 費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額 0円
C 収益調整金額 1,843,162,983円	C 収益調整金額 1,894,006,166円
D 分配準備積立金額 0円	D 分配準備積立金額 3,322,015,526円

E	当ファンドの分配対象収益額	2,271,104,814円	E	当ファンドの分配対象収益額	5,530,973,618円
F	当ファンドの期末残存口数	82,077,647,544口	F	当ファンドの期末残存口数	80,057,433,460口
G	10,000口当たり収益分配対象額	276円	G	10,000口当たり収益分配対象額	690円
H	10,000口当たり分配金額	30円	H	10,000口当たり分配金額	30円
I	収益分配金金額	246,232,942円	I	収益分配金金額	240,172,300円
第216期			第222期		
A	費用控除後の配当等収益額	62,679,829円	A	費用控除後の配当等収益額	94,290,357円
B	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	328,033,029円	B	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	0円
C	収益調整金額	1,842,414,841円	C	収益調整金額	1,900,084,503円
D	分配準備積立金額	180,170,427円	D	分配準備積立金額	3,338,889,888円
E	当ファンドの分配対象収益額	2,413,298,126円	E	当ファンドの分配対象収益額	5,333,264,748円
F	当ファンドの期末残存口数	81,960,471,280口	F	当ファンドの期末残存口数	79,228,234,405口
G	10,000口当たり収益分配対象額	294円	G	10,000口当たり収益分配対象額	673円
H	10,000口当たり分配金額	30円	H	10,000口当たり分配金額	30円
I	収益分配金金額	245,881,413円	I	収益分配金金額	237,684,703円
第217期			第223期		
A	費用控除後の配当等収益額	97,908,530円	A	費用控除後の配当等収益額	62,635,201円
B	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	1,194,033,216円	B	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	0円
C	収益調整金額	1,826,471,337円	C	収益調整金額	1,882,985,869円
D	分配準備積立金額	320,148,447円	D	分配準備積立金額	3,103,380,080円
E	当ファンドの分配対象収益額	3,438,561,530円	E	当ファンドの分配対象収益額	5,049,001,150円
F	当ファンドの期末残存口数	81,034,234,989口	F	当ファンドの期末残存口数	77,434,611,808口
G	10,000口当たり収益分配対象額	424円	G	10,000口当たり収益分配対象額	652円
H	10,000口当たり分配金額	30円	H	10,000口当たり分配金額	30円
I	収益分配金金額	243,102,704円	I	収益分配金金額	232,303,835円
第218期			第224期		
A	費用控除後の配当等収益額	150,000,707円	A	費用控除後の配当等収益額	205,666,889円
B	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	157,995,435円	B	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	1,438,492,927円
C	収益調整金額	1,848,445,936円	C	収益調整金額	1,871,952,843円
D	分配準備積立金額	1,350,679,347円	D	分配準備積立金額	2,865,119,746円
E	当ファンドの分配対象収益額	3,507,121,425円	E	当ファンドの分配対象収益額	6,381,232,405円
F	当ファンドの期末残存口数	81,039,659,972口	F	当ファンドの期末残存口数	76,083,642,824口
G	10,000口当たり収益分配対象額	432円	G	10,000口当たり収益分配対象額	838円
H	10,000口当たり分配金額	30円	H	10,000口当たり分配金額	30円
I	収益分配金金額	243,118,979円	I	収益分配金金額	228,250,928円
第219期			第225期		
A	費用控除後の配当等収益額	63,834,359円	A	費用控除後の配当等収益額	72,574,033円
B	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	0円	B	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	0円
C	収益調整金額	1,863,239,117円	C	収益調整金額	1,874,459,411円

D	分配準備積立金額	1,401,526,928円	D	分配準備積立金額	4,210,821,591円
E	当ファンドの分配対象収益額	3,328,600,404円	E	当ファンドの分配対象収益額	6,157,855,035円
F	当ファンドの期末残存口数	81,003,525,609口	F	当ファンドの期末残存口数	75,204,200,790口
G	10,000口当たり収益分配対象額	410円	G	10,000口当たり収益分配対象額	818円
H	10,000口当たり分配金額	30円	H	10,000口当たり分配金額	30円
I	収益分配金金額	243,010,576円	I	収益分配金金額	225,612,602円
第220期			第226期		
A	費用控除後の配当等収益額	169,978,196円	A	費用控除後の配当等収益額	176,841,830円
B	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	2,238,720,049円	B	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	1,778,306,100円
C	収益調整金額	1,861,338,123円	C	収益調整金額	1,878,447,320円
D	分配準備積立金額	1,202,272,100円	D	分配準備積立金額	3,997,378,837円
E	当ファンドの分配対象収益額	5,472,308,468円	E	当ファンドの分配対象収益額	7,830,974,087円
F	当ファンドの期末残存口数	80,367,551,530口	F	当ファンドの期末残存口数	74,450,462,863口
G	10,000口当たり収益分配対象額	680円	G	10,000口当たり収益分配対象額	1,051円
H	10,000口当たり分配金額	30円	H	10,000口当たり分配金額	30円
I	収益分配金金額	241,102,654円	I	収益分配金金額	223,351,388円

（金融商品に関する注記）

1. 金融商品の状況に関する事項

区分	前期 （自 2023年 3 月21日 至 2023年 9 月20日）	当期 （自 2023年 9 月21日 至 2024年 3 月21日）
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは証券投資信託として、有価証券等の金融商品への投資並びにデリバティブ取引を、信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき行っております。	同左
2. 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドが運用する主な金融商品は「重要な会計方針に係る事項に関する注記」の「有価証券の評価基準及び評価方法」に記載の有価証券であります。当該有価証券には、性質に応じてそれぞれ価格変動リスク、流動性リスク、信用リスク等があります。	同左

3. 金融商品に係るリスク管理体制	運用部門から独立した管理部門が、ファンドのリスクとリターンの計測・分析および法令遵守の観点から運用状況を監視しております。モニタリングを日々行い、異常が検知された場合には、直ちに関連部門に報告し、是正を求める態勢としております。運用リスク管理状況は、原則月1回開催するコンプライアンス・運用管理委員会への報告を通じて、運用部門にフィードバックされ、適切なリスクの管理体制を構築しております。	同左
-------------------	---	----

2. 金融商品の時価等に関する事項

区分	前期 (2023年9月20日現在)	当期 (2024年3月21日現在)
1. 貸借対照表計上額、時価及びその差額	貸借対照表計上額は期末の時価で計上しているため、その差額はありません。	同左
2. 時価の算定方法	(1)有価証券 （重要な会計方針に係る事項に関する注記）に記載しております。 (2)デリバティブ取引 該当事項はありません。 (3)有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品 有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品は、短期間で決済され、時価は帳簿価額と近似していることから、当該金融商品の帳簿価額を時価としております。	(1)有価証券 同左 (2)デリバティブ取引 同左 (3)有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品 同左
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	同左

（有価証券に関する注記）

売買目的有価証券

	前期 (2023年9月20日現在)	当期 (2024年3月21日現在)
種類	最終の計算期間の損益に含まれた 評価差額	最終の計算期間の損益に含まれた 評価差額
投資証券	330,457,400円	1,195,297,809円
親投資信託受益証券	1,998,202,996円	1,453,398,492円
合計	2,328,660,396円	2,648,696,301円

（デリバティブ取引等に関する注記）

前期 (2023年9月20日現在)	当期 (2024年3月21日現在)
該当事項はありません。	同左

（関連当事者との取引に関する注記）

前期 （自 2023年3月21日 至 2023年9月20日）	当期 （自 2023年9月21日 至 2024年3月21日）
該当事項はありません。	同左

（1口当たり情報）

前期 （2023年9月20日現在）	当期 （2024年3月21日現在）
1口当たり純資産額 0.8367円 （1万口当たり純資産額 8,367円）	1口当たり純資産額 0.8733円 （1万口当たり純資産額8,733円）

（4）【附属明細表】

第1 有価証券明細表

① 株式

該当事項はありません。

② 株式以外の有価証券

種類	銘柄	券面総額(円)	評価額(円)	備考
投資証券	サンケイリアルエステート投資法人	700	62,720,000	
投資証券	日本アコモデーションファンド投資法人	730	467,200,000	
投資証券	森ヒルズリート投資法人	1,654	230,402,200	
投資証券	産業ファンド投資法人	3,222	446,569,200	
投資証券	アドバンス・レジデンス投資法人	2,053	693,914,000	
投資証券	アクティビア・プロパティーズ投資法人	829	332,014,500	
投資証券	G L P投資法人	8,431	1,088,442,100	
投資証券	コンフォリア・レジデンシャル投資法人	1,717	561,459,000	
投資証券	日本プロロジスリート投資法人	4,882	1,309,840,600	
投資証券	星野リゾート・リート投資法人	385	219,450,000	
投資証券	イオンリート投資法人	2,586	359,712,600	
投資証券	ヒューリックリート投資法人	1,983	301,019,400	
投資証券	日本リート投資法人	990	346,005,000	
投資証券	積水ハウス・リート投資法人	4,866	396,092,400	
投資証券	野村不動産マスターファンド投資法人	6,779	1,024,984,800	
投資証券	ラサールロジポート投資法人	2,684	420,851,200	
投資証券	スターアジア不動産投資法人	3,890	223,286,000	
投資証券	三井不動産ロジスティクスパーク投資法人	1,566	718,794,000	
投資証券	三菱地所物流リート投資法人	727	280,985,500	
投資証券	C R Eロジスティクスファンド投資法人	912	137,438,400	
投資証券	日本ビルファンド投資法人	2,441	1,493,892,000	
投資証券	ジャパンリアルエステイト投資法人	2,149	1,186,248,000	
投資証券	日本都市ファンド投資法人	10,070	950,608,000	
投資証券	オリックス不動産投資法人	4,196	685,626,400	
投資証券	日本プライムリアルティ投資法人	1,440	477,360,000	
投資証券	N T T都市開発リート投資法人	2,147	261,504,600	

投資証券	東急リアル・エステート投資法人	2,673	434,629,800	
投資証券	ユナイテッド・アーバン投資法人	6,261	957,933,000	
投資証券	森トラストリート投資法人	1,000	72,600,000	
投資証券	インヴィンシブル投資法人	14,893	1,014,213,300	
投資証券	フロンティア不動産投資法人	284	129,078,000	
投資証券	平和不動産リート投資法人	2,359	329,552,300	
投資証券	日本ロジスティクスファンド投資法人	2,108	589,396,800	
投資証券	KDX不動産投資法人	6,046	931,084,000	
投資証券	大和証券オフィス投資法人	439	257,693,000	
投資証券	大和ハウスリート投資法人	3,150	810,495,000	
投資証券	ジャパン・ホテル・リート投資法人	11,065	874,135,000	
投資証券	大和証券リビング投資法人	3,677	397,116,000	
投資証券	ジャパンエクセレント投資法人	1,840	235,152,000	
投資証券 合計		129,824	21,709,498,100	
親投資信託 受益証券	しんきん好配当利回り株マザーファンド	5,234,450,421	21,622,991,244	
親投資信託 受益証券	しんきん欧州ソブリン債マザーファンド	5,899,400,223	10,640,748,182	
親投資信託 受益証券	しんきん米国ソブリン債マザーファンド	4,826,371,782	10,506,528,732	
親投資信託受益証券 合計		15,960,222,426	42,770,268,158	
合計		15,960,352,250	64,479,766,258	

第2 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表
注記表（デリバティブ取引等に関する注記）に記載しております。

（参考情報）

当ファンドは、「しんきん好配当利回り株マザーファンド」、「しんきん欧州ソブリン債マザーファンド」及び「しんきん米国ソブリン債マザーファンド」受益証券を主要な投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」は、すべて同親投資信託受益証券であります。

なお、同親投資信託の状況は次のとおりであります。

「しんきん好配当利回り株マザーファンド」の状況

以下に記載した情報は、監査法人による監査の対象外であります。

財務諸表

しんきん好配当利回り株マザーファンド

（１）貸借対照表

区分		2024年3月21日現在
科目	注記 番号	金額（円）
資産の部		
流動資産		
金銭信託		289,491,954
コール・ローン		10,320,566
株式		35,894,529,530
未収配当金		63,297,200
未収利息		2
流動資産合計		36,257,639,252
資産合計		36,257,639,252
負債の部		
流動負債		
未払解約金		160,000,000
その他未払費用		3,177
流動負債合計		160,003,177
負債合計		160,003,177
純資産の部		
元本等		
元本	※ 1, ※ 2	8,738,473,059
剰余金		
剰余金又は欠損金（△）		27,359,163,016
元本等合計		36,097,636,075
純資産合計		36,097,636,075
負債純資産合計		36,257,639,252

(2) 注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

有価証券の評価基準及び評価方法	株式 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、金融商品取引所における最終相場（最終相場のないものについては、それに準ずる価額）、又は金融商品取引業者等から提示される気配相場に基づいて評価しております。
-----------------	---

(重要な会計上の見積りに関する注記)

2024年3月21日現在
本報告書における開示対象ファンドの当期間の財務諸表の作成にあたって行った会計上の見積りが本書における開示対象ファンドの当期間の翌期間の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクは識別していないため、注記を省略しております。

(貸借対照表に関する注記)

区分	2024年3月21日現在
※1 信託財産に係る期首元本額、期中追加設定元本額及び期中一部解約元本額	期首元本額 10,260,123,148円 期中追加設定元本額 1,065,248,147円 期中一部解約元本額 2,586,898,236円
元本の内訳	しんきん3資産ファンド（毎月決算型） 5,234,450,421円 しんきん好配当利回り株ファンド（3ヵ月決算型） 1,631,865,562円 しんきんグローバル6資産ファンド（毎月決算型） 827,903,232円 しんきん世界アロケーションファンド 229,165,970円 しんきん世界アロケーションファンド（積極型） 214,463,020円 しんきん3資産ファンド（1年決算型） 355,754,343円 しんきんグローバル6資産ファンド（1年決算型） 184,555,140円 しんきん好配当利回り株スペシャルⅡ（適格機関投資家限定） 60,315,371円 合計 8,738,473,059円
※2 本報告書における開示対象ファンドの特定期間末日における受益権の総数	8,738,473,059口

（金融商品に関する注記）

1. 金融商品の状況に関する事項

区分	自 2023年 9月21日 至 2024年 3月21日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは証券投資信託として、有価証券等の金融商品への投資並びにデリバティブ取引を、信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき行っております。
2. 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドが運用する主な金融商品は「重要な会計方針に係る事項に関する注記」の「有価証券の評価基準及び評価方法」に記載の有価証券であります。当該有価証券には、性質に応じてそれぞれ価格変動リスク、流動性リスク、信用リスク等があります。
3. 金融商品に係るリスク管理体制	運用部門から独立した管理部門が、ファンドのリスクとリターンの計測・分析および法令遵守の観点から運用状況を監視しております。モニタリングを日々行い、異常が検知された場合には、直ちに関連部門に報告し、是正を求める態勢としております。運用リスク管理状況は、原則月1回開催するコンプライアンス・運用管理委員会への報告を通じて、運用部門にフィードバックされ、適切なリスクの管理体制を構築しております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

区分	2024年 3月21日現在
1. 貸借対照表計上額、時価及びその差額	貸借対照表計上額は本報告書における開示対象ファンドの特定期間末日の時価で計上しているため、その差額はありません。
2. 時価の算定方法	(1)有価証券 （重要な会計方針に係る事項に関する注記）に記載しております。 (2)デリバティブ取引 該当事項はありません。 (3)有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品 有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品は、短期間で決済され、時価は帳簿価額と近似していることから、当該金融商品の帳簿価額を時価としております。
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

（有価証券に関する注記）

売買目的有価証券

	2024年 3月21日現在
種類	当期間の損益に含まれた評価差額
株式	10,004,847,443円
合計	10,004,847,443円

（注）当期間の損益に含まれた評価差額は、親投資信託の期首日から本報告書における開示対象ファンドの期末日までの期間に対応する金額であります。

（デリバティブ取引等に関する注記）

2024年 3 月21日現在
該当事項はありません。

（関連当事者との取引に関する注記）

自 2023年 9 月21日 至 2024年 3 月21日
該当事項はありません。

（1口当たり情報）

2024年 3 月21日現在
1口当たり純資産額 4.1309円 (1万口当たり純資産額 41,309円)

（3）附属明細表

第1 有価証券明細表

① 株式

銘柄	株式数(株)	評価額		備考
		単価(円)	金額(円)	
ホクト	188,400	1,882.00	354,568,800	
I N P E X	192,000	2,311.00	443,712,000	
大林組	275,200	1,911.50	526,044,800	
積水ハウス	120,600	3,459.00	417,155,400	
麒麟ホールディングス	190,900	2,117.50	404,230,750	
帝人	282,900	1,407.50	398,181,750	
クラレ	265,700	1,606.00	426,714,200	
三菱ケミカルグループ	456,400	948.70	432,986,680	
三洋化成工業	93,000	4,370.00	406,410,000	
太陽ホールディングス	123,400	3,345.00	412,773,000	
マンダム	304,000	1,341.00	407,664,000	
日東電工	29,100	14,320.00	416,712,000	
武田薬品工業	91,200	4,381.00	399,547,200	
アステラス製薬	216,800	1,677.00	363,573,600	
参天製薬	267,600	1,456.00	389,625,600	
大塚ホールディングス	67,200	6,408.00	430,617,600	
出光興産	413,200	1,056.00	436,339,200	
E N E O Sホールディングス	620,200	731.10	453,428,220	
横浜ゴム	101,900	4,109.00	418,707,100	
ブリヂストン	62,900	6,595.00	414,825,500	
A G C	73,800	5,548.00	409,442,400	
日本製鉄	107,600	3,709.00	399,088,400	
丸一銅管	100,800	4,073.00	410,558,400	
三井金属鉱業	87,500	4,635.00	405,562,500	
住友電気工業	182,400	2,358.00	430,099,200	

三和ホールディングス	158,900	2,671.50	424,501,350	
L I X I L	207,400	1,936.00	401,526,400	
アマダ	240,000	1,808.00	433,920,000	
小松製作所	92,600	4,606.00	426,515,600	
SANKYO	231,600	1,695.00	392,562,000	
マックス	124,900	3,320.00	414,668,000	
日本精工	488,400	854.40	417,288,960	
三菱重工業	34,100	13,465.00	459,156,500	
スター精密	219,900	1,858.00	408,574,200	
日清紡ホールディングス	326,800	1,227.50	401,147,000	
三菱電機	167,400	2,551.50	427,121,100	
マブチモーター	149,200	2,817.00	420,296,400	
日東工業	88,700	4,425.00	392,497,500	
I D E C	140,500	2,734.00	384,127,000	
パナソニック ホールディングス	269,900	1,467.50	396,078,250	
カシオ計算機	330,700	1,283.00	424,288,100	
S C R E E Nホールディングス	21,000	18,890.00	396,690,000	
キヤノン	92,800	4,517.00	419,177,600	
東京エレクトロン	10,600	39,340.00	417,004,000	
デンソー	147,000	2,932.00	431,004,000	
いすゞ自動車	189,500	2,108.50	399,560,750	
トヨタ自動車	110,600	3,799.00	420,169,400	
アイシン	71,400	6,039.00	431,184,600	
本田技研工業	225,400	1,890.00	426,006,000	
SUBARU	120,800	3,411.00	412,048,800	
ニコン	264,400	1,646.00	435,202,400	
任天堂	47,500	8,378.00	397,955,000	
中部電力	207,300	2,014.00	417,502,200	
九州旅客鉄道	115,900	3,589.00	415,965,100	
N I P P O N E X P R E S Sホール ディングス	51,400	7,716.00	396,602,400	
住友倉庫	155,200	2,577.00	399,950,400	
B I P R O G Y	87,100	4,726.00	411,634,600	
日本テレビホールディングス	186,700	2,140.00	399,538,000	
日本電信電話	2,163,600	180.20	389,880,720	
ソフトバンク	205,100	2,023.50	415,019,850	
S C S K	140,900	2,933.00	413,259,700	
T K C	107,800	3,800.00	409,640,000	
伊藤忠商事	60,700	6,603.00	400,802,100	
三井物産	60,600	7,108.00	430,744,800	
住友商事	114,300	3,721.00	425,310,300	
サンゲツ	116,100	3,370.00	391,257,000	
因幡電機産業	113,700	3,510.00	399,087,000	
日本瓦斯	165,200	2,662.00	439,762,400	
ヤマダホールディングス	916,300	449.50	411,876,850	

サンドラッグ	86,500	4,832.00	417,968,000	
あおぞら銀行	50,800	2,505.00	127,254,000	
三菱UFJフィナンシャル・グループ	259,200	1,572.50	407,592,000	
りそなホールディングス	482,600	924.50	446,163,700	
三井住友トラスト・ホールディングス	129,800	3,336.00	433,012,800	
三井住友フィナンシャルグループ	48,200	8,912.00	429,558,400	
みずほフィナンシャルグループ	143,400	3,043.00	436,366,200	
大和証券グループ本社	369,000	1,176.00	433,944,000	
野村ホールディングス	467,200	989.00	462,060,800	
MS & ADインシュアランスグループ ホールディングス	54,200	8,003.00	433,762,600	
東京海上ホールディングス	91,500	4,786.00	437,919,000	
T & Dホールディングス	152,000	2,714.50	412,604,000	
大東建託	23,000	17,675.00	406,525,000	
野村不動産ホールディングス	101,000	4,077.00	411,777,000	
H. U. グループホールディングス	152,200	2,556.00	389,023,200	
ユー・エス・エス	148,900	2,632.50	391,979,250	
日本郵政	273,700	1,562.50	427,656,250	
メイテックグループホールディングス	131,900	3,053.00	402,690,700	
合計	17,619,700		35,894,529,530	

- ② 株式以外の有価証券
該当事項はありません。

第2 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表
注記表（デリバティブ取引等に関する注記）に記載しております。

「しんきん欧州ソブリン債マザーファンド」の状況
以下に記載した情報は、監査法人による監査の対象外であります。

財務諸表

しんきん欧州ソブリン債マザーファンド

(1) 貸借対照表

区分		2024年3月21日現在
科目	注記 番号	金額（円）
資産の部		
流動資産		
預金		41,801,246
金銭信託		67,227,234
コール・ローン		2,396,692
国債証券		13,662,438,168
未収利息		173,502,411
前払費用		7,916,612
流動資産合計		13,955,282,363
資産合計		13,955,282,363
負債の部		
流動負債		
その他未払費用		619
流動負債合計		619
負債合計		619
純資産の部		
元本等		
元本	※1, ※2	7,737,201,402
剰余金		
剰余金又は欠損金（△）		6,218,080,342
元本等合計		13,955,281,744
純資産合計		13,955,281,744
負債純資産合計		13,955,282,363

(2) 注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	国債証券 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（但し、売気配相場は使用しない）、価格情報会社の提供する価額又は日本証券業協会発表の売買参考統計値（平均値）等で評価しております。
2. デリバティブ等の評価基準及び評価方法	為替予約取引 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、原則として本報告書における開示対象ファンドの特定期間末日の対顧客先物売買相場において為替予約の受渡日の仲値が発表されている場合には当該仲値、受渡日の仲値が発表されていない場合には発表されている受渡日に最も近い前後二つの日の仲値をもとに計算しております。
3. その他財務諸表作成のための基礎となる事項	外貨建取引等の処理基準 外貨建取引については、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）第60条に基づき、取引発生時の外国通貨の額をもって記録する方法を採用しております。但し、同第61条に基づき、外国通貨の売却時において、当該外国通貨に加えて、外貨建資産等の外貨基金勘定及び外貨建各損益勘定の前日の外貨建純資産額に対する当該売却外国通貨の割合相当額を当該外国通貨の売却時の外国為替相場等で円換算し、前日の外貨基金勘定に対する円換算した外貨基金勘定の割合相当の邦貨建資産等の外国投資勘定と、円換算した外貨基金勘定を相殺した差額を為替差損益とする計理処理を採用しております。

(重要な会計上の見積りに関する注記)

2024年3月21日現在
本報告書における開示対象ファンドの当期間の財務諸表の作成にあたって行った会計上の見積りが本書における開示対象ファンドの当期間の翌期間の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクは識別していないため、注記を省略しております。

(貸借対照表に関する注記)

区分	2024年3月21日現在
※ 1 信託財産に係る期首元本額、期中追加設定元本額及び期中一部解約元本額	期首元本額 8,570,197,849円 期中追加設定元本額 555,015,891円 期中一部解約元本額 1,388,012,338円

元本の内訳	しんきん海外ソブリン債セレクション 欧州ソブリン債ポートフォリオ	136,147,495円
	しんきん海外ソブリン債セレクション 欧米ソブリン債ポートフォリオ	147,035,783円
	しんきん3資産ファンド（毎月決算型）	5,899,400,223円
	しんきんグローバル6資産ファンド（毎月決算型）	621,491,501円
	しんきん世界アロケーションファンド	203,611,306円
	しんきん世界アロケーションファンド（積極型）	191,064,644円
	しんきん3資産ファンド（1年決算型）	402,075,339円
	しんきんグローバル6資産ファンド（1年決算型）	136,375,111円
	合計	7,737,201,402円
※2 本報告書における開示対象 ファンドの特定期間末日に おける受益権の総数		7,737,201,402口

（金融商品に関する注記）

1. 金融商品の状況に関する事項

区分	自 2023年9月21日 至 2024年3月21日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは証券投資信託として、有価証券等の金融商品への投資並びにデリバティブ取引を、信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき行っております。
2. 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドが運用する主な金融商品は「重要な会計方針に係る事項に関する注記」の「有価証券の評価基準及び評価方法」に記載の有価証券及びデリバティブ取引であります。デリバティブ取引には為替予約取引が含まれております。当該有価証券及びデリバティブ取引には、性質に応じてそれぞれ価格変動リスク、流動性リスク、信用リスク等があります。
3. 金融商品に係るリスク管理体制	運用部門から独立した管理部門が、ファンドのリスクとリターンの計測・分析および法令遵守の観点から運用状況を監視しております。モニタリングを日々行い、異常が検知された場合には、直ちに関連部門に報告し、是正を求める態勢としております。運用リスク管理状況は、原則月1回開催するコンプライアンス・運用管理委員会への報告を通じて、運用部門にフィードバックされ、適切なリスクの管理体制を構築しております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

区分	2024年3月21日現在
1. 貸借対照表計上額、時価及びその差額	貸借対照表計上額は本報告書における開示対象ファンドの特定期間末日の時価で計上しているため、その差額はありません。

2. 時価の算定方法	(1)有価証券 (重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載しております。 (2)デリバティブ取引 該当事項はありません。 (3)有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品 有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品は、短期間で決済され、時価は帳簿価額と近似していることから、当該金融商品の帳簿価額を時価としております。
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

(有価証券に関する注記)

売買目的有価証券

	2024年3月21日現在
種類	当期間の損益に含まれた評価差額
国債証券	△58,670,341円
合計	△58,670,341円

(注) 当期間の損益に含まれた評価差額は、親投資信託の期首日から本報告書における開示対象ファンドの期末日までの期間に対応する金額であります。

(デリバティブ取引等に関する注記)

2024年3月21日現在
該当事項はありません。

(関連当事者との取引に関する注記)

自 2023年9月21日 至 2024年3月21日
該当事項はありません。

(1口当たり情報)

2024年3月21日現在
1口当たり純資産額 1.8037円 (1万口当たり純資産額 18,037円)

(3) 附属明細表

第1 有価証券明細表

- ① 株式
該当事項はありません。

② 株式以外の有価証券

種類	通貨	銘柄	券面総額	評価額	備考
国債証券	ユーロ	BGB 0.800 06/22/25	400,000.00	387,642.40	
国債証券	ユーロ	BGB 0.800 06/22/27	600,000.00	563,824.80	
国債証券	ユーロ	BGB 0.900 06/22/29	1,200,000.00	1,096,603.20	
国債証券	ユーロ	BGB 1.600 06/22/47	1,500,000.00	1,081,950.00	

国債証券	ユーロ	BGB 3.000 06/22/34	1,300,000.00	1,307,878.00	
国債証券	ユーロ	BGB 5.000 03/28/35	1,400,000.00	1,662,186.40	
国債証券	ユーロ	DBR 0.000 08/15/31	2,300,000.00	1,935,624.80	
国債証券	ユーロ	DBR 0.250 02/15/29	2,200,000.00	1,982,860.00	
国債証券	ユーロ	DBR 0.500 02/15/26	2,300,000.00	2,199,112.80	
国債証券	ユーロ	DBR 1.000 08/15/25	900,000.00	873,540.00	
国債証券	ユーロ	DBR 1.700 08/15/32	3,100,000.00	2,941,156.00	
国債証券	ユーロ	DBR 3.250 07/04/42	1,650,000.00	1,799,255.70	
国債証券	ユーロ	DBR 4.000 01/04/37	3,400,000.00	3,933,732.00	
国債証券	ユーロ	DBR 4.750 07/04/28	2,500,000.00	2,726,075.00	
国債証券	ユーロ	DBR 4.750 07/04/34	3,100,000.00	3,738,004.80	
国債証券	ユーロ	FRTR 0.000 11/25/31	2,500,000.00	2,031,200.00	
国債証券	ユーロ	FRTR 0.500 05/25/25	2,800,000.00	2,708,552.00	
国債証券	ユーロ	FRTR 1.000 05/25/27	2,550,000.00	2,413,320.00	
国債証券	ユーロ	FRTR 1.250 05/25/34	2,300,000.00	1,969,729.20	
国債証券	ユーロ	FRTR 1.250 05/25/36	1,600,000.00	1,317,568.00	
国債証券	ユーロ	FRTR 1.500 05/25/31	2,700,000.00	2,488,719.60	
国債証券	ユーロ	FRTR 2.250 05/25/24	300,000.00	299,038.80	
国債証券	ユーロ	FRTR 2.500 05/25/30	2,400,000.00	2,373,537.60	
国債証券	ユーロ	FRTR 2.750 10/25/27	3,300,000.00	3,298,389.60	
国債証券	ユーロ	FRTR 3.250 05/25/45	2,900,000.00	2,903,445.20	
国債証券	ユーロ	FRTR 4.000 10/25/38	2,900,000.00	3,209,430.00	
国債証券	ユーロ	FRTR 4.500 04/25/41	700,000.00	822,920.00	
国債証券	ユーロ	FRTR 5.750 10/25/32	2,200,000.00	2,682,636.00	
国債証券	ユーロ	NETHER 0.000 07/15/31	500,000.00	413,830.00	
国債証券	ユーロ	NETHER 0.250 07/15/29	500,000.00	442,371.50	
国債証券	ユーロ	NETHER 0.500 01/15/40	1,400,000.00	990,931.20	
国債証券	ユーロ	NETHER 0.500 07/15/26	100,000.00	94,840.40	
国債証券	ユーロ	NETHER 0.750 07/15/27	800,000.00	751,894.40	
国債証券	ユーロ	NETHER 2.500 01/15/33	2,500,000.00	2,470,575.00	
国債証券	ユーロ	RAGB 0.000 02/20/31	250,000.00	206,533.00	
国債証券	ユーロ	RAGB 0.500 04/20/27	500,000.00	466,140.00	
国債証券	ユーロ	RAGB 0.750 02/20/28	700,000.00	648,830.00	
国債証券	ユーロ	RAGB 1.200 10/20/25	600,000.00	582,216.00	
国債証券	ユーロ	RAGB 1.500 02/20/47	1,300,000.00	961,402.00	
国債証券	ユーロ	RAGB 2.400 05/23/34	1,300,000.00	1,242,714.20	
国債証券	ユーロ	SPGB 0.800 07/30/29	3,700,000.00	3,315,096.40	
国債証券	ユーロ	SPGB 1.500 04/30/27	2,000,000.00	1,913,720.00	
国債証券	ユーロ	SPGB 1.950 04/30/26	1,500,000.00	1,465,230.00	
国債証券	ユーロ	SPGB 1.950 07/30/30	3,000,000.00	2,828,040.00	
国債証券	ユーロ	SPGB 2.150 10/31/25	1,000,000.00	984,550.00	
国債証券	ユーロ	SPGB 2.350 07/30/33	400,000.00	373,876.80	
国債証券	ユーロ	SPGB 4.200 01/31/37	2,700,000.00	2,921,389.20	

国債証券	ユーロ	SPGB 4.700 07/30/41	2,700,000.00	3,076,002.00	
ユーロ 小計			84,450,000.00	82,898,114.00 (13,662,438,168)	
国債証券 合計				13,662,438,168 (13,662,438,168)	
合計				13,662,438,168 (13,662,438,168)	

注1 通貨種類毎の小計欄の（ ）内は、邦貨換算額であります。

注2 合計欄の（ ）内の金額は外貨建有価証券の邦貨換算額の合計であり、内書で表示しております。

注3 外貨建有価証券の内訳

通貨	銘柄数	組入債券時価比率	合計金額に対する比率
ユーロ	国債証券48銘柄	100.0%	100.0%

第2 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表
注記表（デリバティブ取引等に関する注記）に記載しております。

「しんきん米国ソブリン債マザーファンド」の状況
以下に記載した情報は、監査法人による監査の対象外であります。

財務諸表

しんきん米国ソブリン債マザーファンド

(1) 貸借対照表

区分		2024年3月21日現在
科目	注記 番号	金額（円）
資産の部		
流動資産		
預金		30,542,940
金銭信託		84,368,697
コール・ローン		3,007,796
国債証券		11,820,363,521
特殊債券		1,851,939,421
未収利息		75,622,671
前払費用		1,263,539
流動資産合計		13,867,108,585
資産合計		13,867,108,585
負債の部		
流動負債		
その他未払費用		790
流動負債合計		790
負債合計		790
純資産の部		
元本等		
元本	※1, ※2	6,370,059,454
剰余金		
剰余金又は欠損金（△）		7,497,048,341
元本等合計		13,867,107,795
純資産合計		13,867,107,795
負債純資産合計		13,867,108,585

(2) 注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	国債証券及び特殊債券 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（但し、売気配相場は使用しない）、価格情報会社の提供する価額又は日本証券業協会発表の売買参考統計値（平均値）等で評価しております。
2. デリバティブ等の評価基準及び評価方法	為替予約取引 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、原則として本報告書における開示対象ファンドの特定期間末日の対顧客先物売買相場において為替予約の受渡日の仲値が発表されている場合には当該仲値、受渡日の仲値が発表されていない場合には発表されている受渡日に最も近い前後二つの日の仲値をもとに計算しております。
3. その他財務諸表作成のための基礎となる事項	外貨建取引等の処理基準 外貨建取引については、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）第60条に基づき、取引発生時の外国通貨の額をもって記録する方法を採用しております。但し、同第61条に基づき、外国通貨の売却時において、当該外国通貨に加えて、外貨建資産等の外貨基金勘定及び外貨建各損益勘定の前日の外貨建純資産額に対する当該売却外国通貨の割合相当額を当該外国通貨の売却時の外国為替相場等で円換算し、前日の外貨基金勘定に対する円換算した外貨基金勘定の割合相当の邦貨建資産等の外国投資勘定と、円換算した外貨基金勘定を相殺した差額を為替差損益とする計理処理を採用しております。

(重要な会計上の見積りに関する注記)

2024年3月21日現在
本報告書における開示対象ファンドの当期間の財務諸表の作成にあたって行った会計上の見積りが本書における開示対象ファンドの当期間の翌期間の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクは識別していないため、注記を省略しております。

(貸借対照表に関する注記)

区分	2024年3月21日現在
※ 1 信託財産に係る期首元本額、期中追加設定元本額及び期中一部解約元本額	期首元本額
	6,897,955,073円
	期中追加設定元本額
	458,976,888円
	期中一部解約元本額
	986,872,507円

元本の内訳	しんきん海外ソブリン債セレクション 米国ソブリン債ポートフォリオ	144,404,603円
	しんきん海外ソブリン債セレクション 欧米ソブリン債ポートフォリオ	121,566,782円
	しんきん3資産ファンド（毎月決算型）	4,826,371,782円
	しんきんグローバル6資産ファンド（毎月決算型）	509,343,815円
	しんきん世界アロケーションファンド	166,745,938円
	しんきん世界アロケーションファンド（積極型）	156,510,342円
	しんきん3資産ファンド（1年決算型）	332,375,819円
	しんきんグローバル6資産ファンド（1年決算型）	112,740,373円
	合計	6,370,059,454円
	※2 本報告書における開示対象 ファンドの特定期間末日に おける受益権の総数	6,370,059,454口

（金融商品に関する注記）

1. 金融商品の状況に関する事項

区分	自 2023年9月21日 至 2024年3月21日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは証券投資信託として、有価証券等の金融商品への投資並びにデリバティブ取引を、信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき行っております。
2. 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドが運用する主な金融商品は「重要な会計方針に係る事項に関する注記」の「有価証券の評価基準及び評価方法」に記載の有価証券及びデリバティブ取引であります。デリバティブ取引には為替予約取引が含まれております。当該有価証券及びデリバティブ取引には、性質に応じてそれぞれ価格変動リスク、流動性リスク、信用リスク等があります。
3. 金融商品に係るリスク管理体制	運用部門から独立した管理部門が、ファンドのリスクとリターン計測・分析および法令遵守の観点から運用状況を監視しております。モニタリングを日々行い、異常が検知された場合には、直ちに関連部門に報告し、是正を求める態勢としております。運用リスク管理状況は、原則月1回開催するコンプライアンス・運用管理委員会への報告を通じて、運用部門にフィードバックされ、適切なリスクの管理体制を構築しております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

区分	2024年3月21日現在
1. 貸借対照表計上額、時価及びその差額	貸借対照表計上額は本報告書における開示対象ファンドの特定期間末日の時価で計上しているため、その差額はありません。

2. 時価の算定方法	(1)有価証券 （重要な会計方針に係る事項に関する注記）に記載しております。 (2)デリバティブ取引 該当事項はありません。 (3)有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品 有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品は、短期間で決済され、時価は帳簿価額と近似していることから、当該金融商品の帳簿価額を時価としております。
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

(有価証券に関する注記)

売買目的有価証券

	2024年3月21日現在
種類	当期間の損益に含まれた評価差額
国債証券	△88,039,158円
特殊債券	△5,216,666円
合計	△93,255,824円

(注) 当期間の損益に含まれた評価差額は、親投資信託の期首日から本報告書における開示対象ファンドの期末日までの期間に対応する金額であります。

(デリバティブ取引等に関する注記)

2024年3月21日現在
該当事項はありません。

(関連当事者との取引に関する注記)

自 2023年9月21日 至 2024年3月21日
該当事項はありません。

(1口当たり情報)

2024年3月21日現在
1口当たり純資産額 2.1769円 (1万口当たり純資産額 21,769円)

(3) 附属明細表

第1 有価証券明細表

- ① 株式
該当事項はありません。

② 株式以外の有価証券

種類	通貨	銘柄	券面総額	評価額	備考
国債証券	米ドル	T-BOND 1.750 08/15/41	3,800,000.00	2,522,101.57	
国債証券	米ドル	T-BOND 2.500 05/15/46	4,300,000.00	3,052,496.08	
国債証券	米ドル	T-BOND 3.000 02/15/47	2,750,000.00	2,130,068.34	

国債証券	米ドル	T-BOND 3.125 02/15/42	3,600,000.00	2,973,796.88	
国債証券	米ドル	T-BOND 3.125 05/15/48	3,700,000.00	2,910,714.85	
国債証券	米ドル	T-BOND 3.500 02/15/39	2,500,000.00	2,267,285.15	
国債証券	米ドル	T-BOND 3.625 02/15/44	4,000,000.00	3,501,250.00	
国債証券	米ドル	T-BOND 4.375 05/15/40	3,000,000.00	2,977,617.18	
国債証券	米ドル	T-BOND 4.750 02/15/37	2,300,000.00	2,422,906.25	
国債証券	米ドル	T-BOND 5.250 02/15/29	1,100,000.00	1,147,147.46	
国債証券	米ドル	T-BOND 6.500 11/15/26	1,000,000.00	1,051,093.75	
国債証券	米ドル	T-NOTE 0.625 08/15/30	1,600,000.00	1,275,812.49	
国債証券	米ドル	T-NOTE 0.875 11/15/30	3,450,000.00	2,779,675.76	
国債証券	米ドル	T-NOTE 1.125 01/15/25	4,200,000.00	4,067,109.39	
国債証券	米ドル	T-NOTE 1.250 08/15/31	3,200,000.00	2,592,750.01	
国債証券	米ドル	T-NOTE 1.375 11/15/31	3,800,000.00	3,087,203.14	
国債証券	米ドル	T-NOTE 1.500 02/15/30	1,600,000.00	1,370,250.00	
国債証券	米ドル	T-NOTE 1.625 02/15/26	3,900,000.00	3,688,394.54	
国債証券	米ドル	T-NOTE 1.625 05/15/26	3,700,000.00	3,478,433.60	
国債証券	米ドル	T-NOTE 1.625 08/15/29	1,900,000.00	1,663,539.07	
国債証券	米ドル	T-NOTE 2.000 08/15/25	4,900,000.00	4,713,378.89	
国債証券	米ドル	T-NOTE 2.250 11/15/24	650,000.00	637,717.28	
国債証券	米ドル	T-NOTE 2.250 11/15/25	4,500,000.00	4,323,339.85	
国債証券	米ドル	T-NOTE 2.250 11/15/27	2,950,000.00	2,742,462.89	
国債証券	米ドル	T-NOTE 2.375 08/15/24	2,900,000.00	2,866,242.20	
国債証券	米ドル	T-NOTE 2.625 01/31/26	1,500,000.00	1,446,152.34	
国債証券	米ドル	T-NOTE 2.625 02/15/29	2,050,000.00	1,900,414.06	
国債証券	米ドル	T-NOTE 2.750 02/28/25	600,000.00	587,359.37	
国債証券	米ドル	T-NOTE 2.875 05/31/25	5,100,000.00	4,979,273.41	
国債証券	米ドル	T-NOTE 3.125 11/15/28	3,400,000.00	3,233,585.93	
米ドル 小計			87,950,000.00	78,389,571.73 (11,820,363,521)	
国債証券 合計				11,820,363,521 (11,820,363,521)	
特殊債券	米ドル	ASIA 1.875 01/24/30	5,300,000.00	4,607,028.23	
特殊債券	米ドル	IADB 2.125 01/15/25	3,400,000.00	3,317,206.63	
特殊債券	米ドル	IBRD 0.750 11/24/27	2,200,000.00	1,926,745.81	
特殊債券	米ドル	IBRD 1.875 10/27/26	2,600,000.00	2,430,599.15	
米ドル 小計			13,500,000.00	12,281,579.82 (1,851,939,421)	
特殊債券 合計				1,851,939,421 (1,851,939,421)	
合計				13,672,302,942 (13,672,302,942)	

注1 通貨種類毎の小計欄の（ ）内は、邦貨換算額であります。

注2 合計欄の（ ）内の金額は外貨建有価証券の邦貨換算額の合計であり、内書で表示しております。

注3 外貨建有価証券の内訳

通貨	銘柄数	組入債券時価比率	合計金額に対する比率
米ドル	国債証券30銘柄	86.5%	86.5%
	特殊債券 4 銘柄	13.5%	13.5%

第2 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表
注記表（デリバティブ取引等に関する注記）に記載しております。

2【ファンドの現況】

【純資産額計算書】2024年3月29日現在

しんきん3資産ファンド（毎月決算型）

I 資産総額	65,173,034,354 円
II 負債総額	102,432,568 円
III 純資産総額（I－II）	65,070,601,786 円
IV 発行済数量	74,361,944,029 口
V 1口当たり純資産額（III／IV）	0.8751 円

（参考）しんきん好配当利回り株マザーファンド

I 資産総額	36,383,893,577 円
II 負債総額	3,177 円
III 純資産総額（I－II）	36,383,890,400 円
IV 発行済数量	8,755,892,622 口
V 1口当たり純資産額（III／IV）	4.1554 円

（参考）しんきん欧州ソブリン債マザーファンド

I 資産総額	13,938,929,274 円
II 負債総額	619 円
III 純資産総額（I－II）	13,938,928,655 円
IV 発行済数量	7,745,229,228 口
V 1口当たり純資産額（III／IV）	1.7997 円

（参考）しんきん米国ソブリン債マザーファンド

I 資産総額	14,011,511,361 円
II 負債総額	790 円
III 純資産総額（I－II）	14,011,510,571 円
IV 発行済数量	6,375,542,707 口
V 1口当たり純資産額（III／IV）	2.1977 円

第4【内国投資信託受益証券事務の概要】

（1）名義書換えの手続き等

該当事項はありません。

（2）受益者名簿

該当事項はありません。

（3）受益者に対する特典

該当事項はありません。

（4）受益権の譲渡

- ① 受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。
- ② 上記①の申請のある場合には、上記①の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、上記①の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に振替法の規定に従い、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行なわれるよう通知するものとします。
- ③ 上記①の振替について、委託会社は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託会社が必要と認めたときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

（5）受益権の譲渡の対抗要件

受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。

（6）受益権の再分割

委託会社は、受託会社と協議のうえ、振替法に定めるところに従い、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

（7）償還金

償還金は、償還日において振替機関の振替口座簿に記載または記録されている受益者（償還日以前において一部解約が行なわれた受益権に係る受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者としてします。）に支払います。

（8）質権口記載または記録の受益権の取扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権に係る収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付、一部解約金および償還金の支払い等については、約款の規定によるほか、民法その他の法令等に従って取り扱われます。

第二部【委託会社等の情報】

第1【委託会社等の概況】

1【委託会社等の概況】

（1）資本の額

200百万円(本書提出日現在)

発行可能株式総数 16,000株

発行済株式総数 4,000株

最近5年間ににおける主な資本の額の増減はありません。

（2）当社の機構

○会社の意思決定機構

業務執行上重要な事項は、取締役会の決議をもって決定します。取締役は、株主総会において選任され、その任期は就任後1年以内の最終の決算期に関する定時株主総会の終結の時までです。ただし、補充または増員で選任された取締役の任期は、現任取締役の任期の満了の時までとします。

取締役会は、代表取締役を選任し、代表取締役は、会社を代表し、取締役会の決議に従い業務を執行します。また、取締役会は、その決議をもって、取締役会長1名および取締役社長1名を選定し、専務取締役および常務取締役若干名を選定することができます。

取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、原則として取締役会長が招集します。取締役会の議長は、原則として取締役会長がこれにあたります。

取締役会の決議は、取締役の過半数が出席して、出席取締役の過半数をもって決します。

○投資運用の意思決定機構

① 商品企画体制

・投資政策委員会

当委員会において、事務局である運用企画部が情報を収集し、投資環境、運用環境、販売環境に適合した商品企画案を提出します。また当委員会は、新規設定する商品に関する基本的な重要事項について協議し、委員長がこれを決定します。

② 運用体制

・投資政策委員会

当委員会において、経済環境、資産別市場見通しならびに投資環境等を検討し、基本的な運用方針、運用戦略について協議し、委員長がこれを決定します。また、基本的な投資方針等に基づいて、ファンド運用についての具体的なガイドライン、方策を審議、決定するとともに、個別銘柄についての分析を行い、投資対象銘柄を選定します。経営管理部は、各ファンドの運用成績、ポートフォリオの運用内容等について考査し、当委員会に報告を行います。

・コンプライアンス・運用管理委員会

当委員会において、事務局である経営管理部は、信託財産の運用リスク管理状況ならびに運用に関する法令・諸規則および諸決定事項の遵守状況等の報告を行います。また、トレーディング部は、取引先リスク等の報告を行います。

③ コンプライアンス管理体制

取締役会の下で法令等遵守に関する問題を一元管理するため、以下のとおりコンプライアンス管理体制を敷いています。

- ・コンプライアンス・運用管理委員会を設置し、コンプライアンスに関する事項全般について審議します。
- ・コンプライアンスに関する事項を統括する部門として、コンプライアンス担当部門を設置するとともに、コンプライアンス関連部門を設置します。
- ・コンプライアンス統括責任者を経営管理部担当役員、コンプライアンス管理責任者を経営管理部長とし、コンプライアンス責任者を各部門長とします。また、各部門におけるコンプライアンスの推進および徹底を実践するため、各部門にコンプライアンス担当者を配置します。
- ・全部門から独立した内部監査部門を設置し、コンプライアンス管理の適切性・有効性を検証・評価します。

※上記の内容は、今後変更となる場合があります。

2【事業の内容及び営業の概況】

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である当社は、証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）を行います。また、「金融商品取引法」に定める第二種金融商品取引業に係る業務の一部および投資助言業務を行います。

当社の運用する証券投資信託は、2024年3月29日現在、以下のとおりです。

（親投資信託を除きます。）

（単位：百万円）

種類	本数	純資産総額
追加型株式投資信託	100	926,542
単位型公社債投資信託	33	83,415
単位型株式投資信託	81	153,084
合計	214	1,163,042

（注）純資産総額は百万円未満を切り捨てしています。

3【委託会社等の経理状況】

1. 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）、ならびに同規則第2条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年8月6日内閣府令第52号）により作成しております。

中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和52年大蔵省令第38号）ならびに同規則第38条および第57条の規定により「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年8月6日内閣府令第52号）に基づいて作成しております。

2. 財務諸表および中間財務諸表の記載金額は、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。
3. 当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、事業年度（2022年4月1日から2023年3月31日まで）の財務諸表ならびに中間会計期間（2023年4月1日から2023年9月30日まで）の中間財務諸表について、EY新日本有限責任監査法人の監査および中間監査を受けております。

1 財務諸表

(1) 【貸借対照表】

		前事業年度 (2022年3月31日現在)		当事業年度 (2023年3月31日現在)	
科 目	注記 番号	金 額		金 額	
(資産の部)		千円	千円	千円	千円
流動資産					
現金・預金	*2		7,486,067		8,096,631
前払費用			27,313		36,097
未収入金			1,045		-
未収委託者報酬			572,846		684,094
未収運用受託報酬	*2		8,285		8,342
未収収益			12		13
その他の流動資産			6,110		5,263
流動資産計			8,101,681		8,830,443
固定資産					
有形固定資産	*1		103,051		91,563
建物		76,506		68,621	
器具備品		26,545		22,941	
無形固定資産			49,778		43,991
ソフトウェア		48,287		42,579	
電話加入権		959		959	
その他		530		451	
投資その他の資産			44,398		43,197
投資有価証券		676		3,724	
長期前払費用		2,074		825	
繰延税金資産		41,646		38,647	
固定資産計			197,227		178,752
資産合計			8,298,909		9,009,195

		前事業年度 (2022年3月31日現在)		当事業年度 (2023年3月31日現在)	
科 目	注記 番号	金 額		金 額	
(負債の部)		千円	千円	千円	千円
流動負債					
未払金			427,644		486,155
未払手数料	*2	353,955		412,521	
その他未払金		73,689		73,634	
未払法人税等			217,075		151,940
未払消費税等			49,120		38,253
未払事業所税			2,157		2,241
賞与引当金			84,794		84,622
その他の流動負債			4,125		4,551
流動負債計			784,917		767,765
固定負債					
退職給付引当金			141,018		147,286
役員退職慰労引当金			28,302		37,727
固定負債計			169,320		185,013
負債合計			954,237		952,779
(純資産の部)		千円	千円	千円	千円
株主資本			7,344,548		8,056,260
資本金			200,000		200,000
利益剰余金			7,144,548		7,856,260
利益準備金		2,000		2,000	
その他利益剰余金		7,142,548		7,854,260	
別途積立金		6,210,000		6,990,000	
繰越利益剰余金		932,548		864,260	
評価・換算差額等			122		155
その他有価証券評価差額金			122		155
純資産合計			7,344,671		8,056,416
負債・純資産合計			8,298,909		9,009,195

(2) 【損益計算書】

		前事業年度 自 2021年4月 1日 至 2022年3月31日		当事業年度 自 2022年4月 1日 至 2023年3月31日	
科 目	注記 番号	金 額		金 額	
営業収益		千円	千円	千円	千円
委託者報酬			5,745,722		5,878,713
運用受託報酬	*1		125,440		117,575
営業収益計			5,871,163		5,996,289
営業費用					
支払手数料	*1		2,827,107		2,900,890
広告宣伝費			38,844		59,825
調査費			719,301		780,767
調査研究費		494,049		559,786	
委託調査費		225,252		220,980	
営業雑経費			69,306		71,717
印刷費		59,716		61,913	
郵便料		151		109	
電信電話料		4,750		4,834	
協会費		4,687		4,860	
営業費用計			3,654,560		3,813,200
一般管理費					
給料			649,835		678,964
役員報酬		62,899		62,899	
給料・手当		427,106		452,557	
賞与		66,091		65,183	
法定福利費		88,426		92,930	
福利厚生費		5,311		5,392	
賞与引当金繰入			84,794		84,622
退職給付費用			69,495		75,930
役員退職慰労引当金繰入			10,947		9,425
交際費			1,233		2,777
旅費交通費			1,417		6,235
租税公課			25,175		24,607
不動産賃借料			62,794		62,890
固定資産減価償却費			27,295		30,126
諸経費			151,092		168,648
一般管理費計			1,084,081		1,144,227
営業利益			1,132,522		1,038,861
営業外収益					
受取利息	*1		80		86
その他営業外収益			404		334
営業外収益計			484		421
営業外費用					
投資有価証券償還損			541		-
雑損失			1,357		1,646
営業外費用計			1,899		1,646
経常利益			1,131,106		1,037,636

		前事業年度 自 2021年4月 1日 至 2022年3月31日		当事業年度 自 2022年4月 1日 至 2023年3月31日	
科 目	注記 番号	金 額		金 額	
		千円	千円	千円	千円
特別損失					
固定資産除却損			6,910		3,250
特別損失計			6,910		3,250
税引前当期純利益			1,124,196		1,034,385
法人税、住民税および事業税			355,435		319,688
法人税等調整額			△5,332		2,984
当期純利益			774,094		711,712

(3) 【株主資本等変動計算書】

前事業年度（自 2021年4月1日 至 2022年3月31日）

(単位：千円)

	株主資本					株主資本 合計
	資本金	利益剰余金			利益 剰余金 合計	
		利益 準備金	その他利益剰余金			
			別途 積立金	繰越利益 剰余金		
当期首残高	200,000	2,000	5,560,000	808,454	6,370,454	6,570,454
当期変動額						
新株の発行	—	—	—	—	—	—
剰余金の配当	—	—	—	—	—	—
別途積立金の積立	—	—	650,000	△650,000	—	—
別途積立金の取崩	—	—	—	—	—	—
当期純利益	—	—	—	774,094	774,094	774,094
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	—	—	—	—	—	—
当期変動額合計	—	—	650,000	124,094	774,094	774,094
当期末残高	200,000	2,000	6,210,000	932,548	7,144,548	7,344,548

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	評価・換算差額等 合計	
当期首残高	△156	△156	6,570,298
当期変動額			
新株の発行	—	—	—
剰余金の配当	—	—	—
別途積立金の積立	—	—	—
別途積立金の取崩	—	—	—
当期純利益	—	—	774,094
株主資本以外の項目の当期 変動額（純額）	278	278	278
当期変動額合計	278	278	774,372
当期末残高	122	122	7,344,671

当事業年度（自 2022年4月1日 至 2023年3月31日）

（単位：千円）

	株主資本					
	資本金	利益剰余金				株主資本 合計
		利益 準備金	その他利益剰余金		利益 剰余金 合計	
			別途 積立金	繰越利益 剰余金		
当期首残高	200,000	2,000	6,210,000	932,548	7,144,548	7,344,548
当期変動額						
新株の発行	—	—	—	—	—	—
剰余金の配当	—	—	—	—	—	—
別途積立金の積立	—	—	780,000	△780,000	—	—
別途積立金の取崩	—	—	—	—	—	—
当期純利益	—	—	—	711,712	711,712	711,712
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	—	—	—	—	—	—
当期変動額合計	—	—	780,000	△68,287	711,712	711,712
当期末残高	200,000	2,000	6,990,000	864,260	7,856,260	8,056,260

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	評価・換算差額等 合計	
当期首残高	122	122	7,344,671
当期変動額			
新株の発行	—	—	—
剰余金の配当	—	—	—
別途積立金の積立	—	—	—
別途積立金の取崩	—	—	—
当期純利益	—	—	711,712
株主資本以外の項目の当期 変動額（純額）	33	33	33
当期変動額合計	33	33	711,745
当期末残高	155	155	8,056,416

重要な会計方針

	当事業年度 自 2022年4月 1日 至 2023年3月31日
1.有価証券の評価基準および評価方法	その他有価証券 市場価格のない株式等以外のもの 投資信託は、当事業年度末日の市場価格等に基づく時価法 (評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)
2.固定資産の減価償却の方法	(1)有形固定資産 定額法を採用しております。 主な耐用年数は以下のとおりです。 建 物 3年 ～ 50年 器 具 備 品 3年 ～ 20年 (2)無形固定資産 定額法を採用しております。 なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。
3.引当金の計上基準	(1)賞与引当金 従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。 (2)退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務を計上しております。 なお、退職給付引当金の対象従業員が300名未満であるため、簡便法によっており、退職給付債務の金額は当事業年度末における自己都合要支給額としております。 (3)役員退職慰労引当金 当社常勤役員の退職慰労金の支給に充てるため、「常勤役員退職慰労金規程」に基づく当事業年度末要支給額を計上しております。
4.収益および費用の計上基準	当社は、資産運用サービスから委託者報酬、運用受託報酬を稼得しております。 (1)委託者報酬 委託者報酬は、投資信託の信託約款に基づき日々の純資産総額に対する一定割合として認識され、当該報酬は期間の経過とともに履行義務が充足されるという前提に基づき、投資信託の運用期間にわたり収益として認識しております。 (2)運用受託報酬 運用受託報酬は、投資顧問契約に基づき契約期間の純資産総額等に対する一定割合として認識され、当該報酬は期間の経過とともに履行義務が充足されるという前提に基づき、顧問口座の運用期間にわたり収益として認識しております。
5.その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	消費税等の会計処理 消費税および地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。 なお、仮払消費税等および仮受消費税等は相殺のうえ、未払消費税等として表示しております。

（会計方針の変更）

「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第31号2021年6月17日。以下「時価算定会計基準適用指針」という。）を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準適用指針第27-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準適用指針が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することとしております。

これによる当財務諸表への影響はありません。

なお、「金融商品関係」注記の金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項における投資信託に関する注記事項においては、時価算定会計基準適用指針第27-3項に従って、前事業年度に係るものについては記載しておりません。

注記事項

(貸借対照表関係)

＊１ 有形固定資産の減価償却累計額

	前事業年度 (2022年3月31日現在)	当事業年度 (2023年3月31日現在)
建 物	76,762千円	81,193千円
器具備品	39,961千円	41,919千円

＊２ 関係会社項目

関係会社に対する資産および負債には区分掲記されたもののほか次のものがあります。

	前事業年度 (2022年3月31日現在)	当事業年度 (2023年3月31日現在)
普通預金	6,300,936千円	6,939,485千円
定期預金	1,000,000千円	1,000,000千円
未収運用受託報酬	3,150千円	2,252千円
未払手数料	169,395千円	195,316千円

(損益計算書関係)

＊１ 関係会社との取引に係るものが次のとおり含まれております。

	前事業年度 自 2021年4月 1日 至 2022年3月31日	当事業年度 自 2022年4月 1日 至 2023年3月31日
運用受託報酬	116,149千円	103,058千円
受取利息	77千円	84千円
支払手数料	2,271,960千円	2,285,492千円

（株主資本等変動計算書関係）

前事業年度（自 2021年4月1日 至 2022年3月31日）

1. 発行済株式および総数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式(千株)	4	—	—	4
計	4	—	—	4

当事業年度（自 2022年4月1日 至 2023年3月31日）

1. 発行済株式および総数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式(千株)	4	—	—	4
計	4	—	—	4

（リース取引関係）

前事業年度（自 2021年4月1日 至 2022年3月31日）

該当事項はありません。

当事業年度（自 2022年4月1日 至 2023年3月31日）

該当事項はありません。

（金融商品関係）

前事業年度（自 2021年4月1日 至 2022年3月31日）

1. 金融商品の状況に関する事項

（1）金融商品に対する取組方針

資産運用については短期的な預金等に限定しており、投機的な取引は行なわない方針であります。

当社は投資運用業を営んでおり、投資家のニーズに対応した投資信託を適時適切に設定することを目的として、当社が運用を行う投資信託を直接保有しております。

（2）金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である未収委託者報酬は、投資信託約款に基づき、信託財産から委託者に対して支払われる信託報酬の未払金額であり、信託財産は受託銀行において分別保管されているため、信用リスクはほとんどないと認識しております。

投資有価証券は、投資信託であり、市場価格の変動リスクに晒されております。

（3）金融商品に係るリスク管理体制

投資信託については、時価の動向を定期的に把握して経営に報告しております。

また、投資信託に係るリスクに関しては、取締役会において1銘柄当たりの取得金額および取得金額の合計額に係る上限金額を設定しており、リスクは極めて限定的であると認識しております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2022年3月31日における貸借対照表計上額、時価およびこれらの差額については、次のとおりであります。

なお、現金・預金、未収委託者報酬、未収運用受託報酬、未払手数料、その他未払金、未払法人税等、未払消費税等、未払事業所税は、短期間で決済されるため時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、記載を省略しております。

（単位：千円）

	貸借対照表計上額	時価	差額
投資有価証券	676	676	—
合計	676	676	—

（注1）金融商品の時価の算定方法

投資有価証券：投資信託は、基準価額によっております。

（注2）金銭債権および満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

（単位：千円）

	貸借対照表計上額	1年以内	1年超
（1）預金	7,485,714	7,485,714	—
（2）未収委託者報酬	572,846	572,846	—
（3）未収運用受託報酬	8,285	8,285	—
合計	8,066,845	8,066,845	—

当事業年度（自 2022年4月1日 至 2023年3月31日）

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

資産運用については短期的な預金等に限定しており、投機的な取引は行なわない方針であります。

当社は投資運用業を営んでおり、投資家のニーズに対応した投資信託を適時適切に設定することを目的として、当社が運用を行う投資信託を直接保有しております。

(2) 金融商品の内容およびそのリスク

営業債権である未収委託者報酬は、投資信託約款に基づき、信託財産から委託者に対して支払われる信託報酬の未払金額であり、信託財産は受託銀行において分別保管されているため、信用リスクはほとんどないと認識しております。

投資有価証券は、投資信託であり、市場価格の変動リスクに晒されております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

投資信託については、時価の動向を定期的に把握して経営に報告しております。

また、投資信託に係るリスクに関しては、取締役会において1銘柄当たりの取得金額および取得金額の合計額に係る上限金額を設定しており、リスクは極めて限定的であると認識しております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2023年3月31日における貸借対照表計上額、時価およびこれらの差額については、次のとおりであります。

なお、現金・預金、未収委託者報酬、未収運用受託報酬、未払手数料、その他未払金、未払法人税等、未払消費税等、未払事業所税は、短期間で決済されるため時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、記載を省略しております。

(単位：千円)

	貸借対照表計上額	時価	差額
投資有価証券	3,724	3,724	—
合計	3,724	3,724	—

(注1) 上記表中の投資有価証券の貸借対照表計上額、時価およびこれらの差額は、全額投資信託に関するものであります。

(注2) 金銭債権および満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位：千円)

	貸借対照表計上額	1年以内	1年超
(1) 預金	8,096,294	8,096,294	—
(2) 未収委託者報酬	684,094	684,094	—
(3) 未収運用受託報酬	8,342	8,342	—
合計	8,788,731	8,788,731	—

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性および重要性に応じて、以下の3つのレベルに分けて分類しております。

- レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産または負債に関する相場価格により算定した価格
- レベル2の時価：観察可能な時価に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価
- レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価で貸借対照表に計上している金融商品

当事業年度（2023年3月31日）

（単位：千円）

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券	—	3,724	—	3,724
合計	—	3,724	—	3,724

(2) 時価で貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

当事業年度（2023年3月31日）

該当事項はありません。

(注) 時価の算定に用いた評価技法および時価の算定に係るインプットの説明

投資有価証券

投資信託は、市場における取引価格が存在せず、かつ、解約または買戻請求に関して市場参加者からリスクの対価を求められるほどの重要な制限がないため、公表されている基準価額を時価としており、レベル2に分類しております。

なお、保有目的毎の有価証券に関する注記事項については、「（有価証券関係）」に記載しております。

（有価証券関係）

1. その他有価証券

前事業年度（自 2021年4月1日 至 2022年3月31日）

（単位：千円）

区分	貸借対照表計上額	取得原価	差額
貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの 投資信託	676	500	176
小計	676	500	176
貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの 投資信託	-	-	-
小計	-	-	-
合計	676	500	176

当事業年度（自 2022年4月1日 至 2023年3月31日）

（単位：千円）

区分	貸借対照表計上額	取得原価	差額
貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの 投資信託	2,729	2,500	229
小計	2,729	2,500	229
貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの 投資信託	994	1,000	△5
小計	994	1,000	△5
合計	3,724	3,500	224

2. 事業年度中に売却したその他有価証券

前事業年度（自 2021年4月1日 至 2022年3月31日）

該当事項はありません。

当事業年度（自 2022年4月1日 至 2023年3月31日）

該当事項はありません。

(デリバティブ取引関係)

前事業年度（自 2021年4月1日 至 2022年3月31日）

該当事項はありません。

当事業年度（自 2022年4月1日 至 2023年3月31日）

該当事項はありません。

(収益認識に関する注記)

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

前事業年度（自 2021年4月1日 至 2022年3月31日）

(単位：千円)

	前事業年度 自 2021年4月 1日 至 2022年3月31日
委託者報酬	5,745,722
運用受託報酬	125,440
合計	5,871,163

当事業年度（自 2022年4月1日 至 2023年3月31日）

(単位：千円)

	当事業年度 自 2022年4月 1日 至 2023年3月31日
委託者報酬	5,878,713
運用受託報酬	117,575
合計	5,996,289

2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

[重要な会計方針]4.収益および費用の計上基準に記載のとおりであります。

3. 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係ならびに当事業年度において存在する顧客との契約から当事業年度の末日後に認識すると見込まれる収益の金額および時期に関する情報

重要性が乏しいため、記載を省略しております。

(退職給付関係)

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、確定給付型の制度として、退職一時金制度と厚生年金基金制度を併用しております。当社が有する退職一時金制度については、簡便法により退職給付引当金および退職給付費用を計算しております。

また、当社が加入する厚生年金基金制度は、複数事業主制度の厚生年金基金制度であり、当社の拠出に対応する年金資産の額を合理的に計算することができないため、当該年金制度への拠出額を退職給付費用として計上しております。

2. 確定給付制度

(1) 簡便法を適用した制度の、退職給付引当金の期首残高と期末残高の調整表

	前事業年度 (2022年3月31日現在)	当事業年度 (2023年3月31日現在)
	千円	千円
退職給付引当金の期首残高	120,397	141,018
退職給付費用	20,620	18,504
退職給付の支払額	—	△12,235
制度への拠出額	—	—
退職給付引当金の期末残高	141,018	147,286

(2) 退職給付債務および年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金および前払年金費用の調整表

	前事業年度 (2022年3月31日現在)	当事業年度 (2023年3月31日現在)
	千円	千円
非積立型制度の退職給付債務	141,018	147,286
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	141,018	147,286
退職給付引当金	141,018	147,286
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	141,018	147,286

(3) 退職給付費用

	前事業年度 自 2021年4月 1日 至 2022年3月31日	当事業年度 自 2022年4月 1日 至 2023年3月31日
	千円	千円
簡便法で計算した退職給付費用	20,620	18,504

3. 複数事業主制度

確定拠出制度と同様に会計処理する、複数事業主制度の厚生年金基金制度への要拠出額は、前事業年度 46,591千円、当事業年度 48,840千円であります。

	前事業年度 自 2021年4月 1日 至 2022年3月31日	当事業年度 自 2022年4月 1日 至 2023年3月31日
(1) 直近の積立状況に関する事項	(2021年3月31日現在)	(2022年3月31日現在)
	千円	千円
年金資産の額	1,732,930,232	1,740,569,136
年金財政計算上の数理債務の額と 最低責任準備金の額との合計額	1,817,887,929	1,807,426,438
差引額	<u>△84,957,696</u>	<u>△66,857,301</u>
(2) 掛金に占める当社の拠出割合	(2021年3月分) 0.0950%	(2022年3月分) 0.1000%
(3) 補足説明	上記（１）の差引額の主な要因は、年金財政計算上の過去の勤務債務残高178,469,134千円および年金財政計算上の別途積立金93,511,437千円であります。 本制度における過去勤務債務の償却方法は、期間19年0か月の元利均等定率償却であります。	上記（１）の差引額の主な要因は、年金財政計算上の過去の勤務債務残高162,618,026千円および年金財政計算上の別途積立金95,760,724千円であります。 本制度における過去勤務債務の償却方法は、期間19年0か月の元利均等定率償却であります。

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前事業年度 (2022年3月31日現在)	当事業年度 (2023年3月31日現在)
繰延税金資産	千円	千円
賞与引当金繰入限度超過額	25,963	25,911
役員退職慰労引当金	8,666	11,552
退職給付引当金繰入限度超過額	43,179	45,099
未払事業税	11,209	8,233
未払事業所税	660	686
その他	3,866	3,884
繰延税金資産 小計	93,546	95,367
評価性引当額	△51,845	△56,651
繰延税金資産 合計	41,700	38,715
繰延税金負債	千円	千円
その他有価証券評価差額金	△54	△68
繰延税金負債 合計	△54	△68
繰延税金資産の純額	41,646	38,647

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異が法定実効税率の100分の5以下であるため注記を省略しております。

（セグメント情報等）

前事業年度（自 2021年4月1日 至 2022年3月31日）

1. セグメント情報

当社は、投資運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

2. 関連情報

(1) 製品・サービスごとの情報

当社の製品・サービス区分の決定方法は、損益計算書の営業収益の区分と同一であることから、製品・サービスごとの営業収益の記載を省略しております。

(2) 地域ごとの情報

①売上高

本邦の外部顧客からの営業収益に区分した金額が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、地域ごとの営業収益の記載を省略しております。

②有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

(3) 主要な顧客ごとの情報

(単位：千円)

顧客の名称または氏名	営業収益
信金中央金庫	116,149

なお、営業収益の金額は、運用受託報酬について表示しております。

当事業年度（自 2022年4月1日 至 2023年3月31日）

1. セグメント情報

当社は、投資運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

2. 関連情報

(1) 製品・サービスごとの情報

当社の製品・サービス区分の決定方法は、損益計算書の営業収益の区分と同一であることから、製品・サービスごとの営業収益の記載を省略しております。

(2) 地域ごとの情報

①売上高

本邦の外部顧客からの営業収益に区分した金額が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、地域ごとの営業収益の記載を省略しております。

②有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

(3) 主要な顧客ごとの情報

(単位：千円)

顧客の名称または氏名	営業収益
信金中央金庫	103,058

なお、営業収益の金額は、運用受託報酬について表示しております。

(関連当事者情報)

前事業年度（自 2021年4月1日 至 2022年3月31日）

1. 関連当事者との取引

(1)親会社および法人主要株主等

種類	会社等の 名称	住所	資本金 または 出資金	事業の 内容	議決権等の 所有(被所有)割合	関係内容		取引内容	取引金額	科目	期末残高
						役員の 兼務等	事業上の 関係				
親会社	信金中央 金庫	東京都 中央区	690,998 百万円	信用金庫 連合会事業	直接 (被所有) 100%	兼任1人	証券投資信 託受益証券 の募集販売	投資信託 の代行手 数料 運用受託 報酬 出向者 人件費 事務所 賃借料	2,271,960 千円 116,149 千円 48,246 千円 49,958 千円	未払 手数料	169,395 千円

(2)兄弟会社等

種類	会社等の 名称	住所	資本金 または 出資金	事業の 内容	議決権等の 所有(被所有)割合	関係内容		取引内容	取引金額	科目	期末残高
						役員の 兼務等	事業上の 関係				
親会社 の子会 社	しんきん 証券株式 会社	東京都 中央区	20,000 百万円	証券業	—	なし	証券投資信 託受益証券 の募集販売	投資信託の 代行手数料	520,398 千円	未払 手数料	108,687 千円

(注) 1. 記載金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

2. 取引条件および取引条件の決定方針等

信託約款に定める受益者の負担する信託報酬のうち、委託者報酬分の配分を両者協議のうえ合理的に決定しております。

また、上記の他預金取引がありますが、取引条件が一般の取引と同等であることが明白な取引であるため記載しておりません。

2. 親会社に関する注記

親会社情報

信金中央金庫（東京証券取引所に上場）

当事業年度（自 2022年4月1日 至 2023年3月31日）

1. 関連当事者との取引

(1)親会社および法人主要株主等

種類	会社等の名称	住所	資本金または出資金	事業の内容	議決権等の所有(被所有)割合	関係内容		取引内容	取引金額	科目	期末残高
						役員の兼務等	事業上の関係				
親会社	信金中央金庫	東京都中央区	690,998百万円	信用金庫連合会事業	直接(被所有)100%	兼任1人	証券投資信託受益証券の募集販売	投資信託の代行手数料 運用受託報酬 出向者人件費 事務所賃借料	2,285,492千円 103,058千円 49,336千円 49,958千円	未払手数料	195,316千円

(2)兄弟会社等

種類	会社等の名称	住所	資本金または出資金	事業の内容	議決権等の所有(被所有)割合	関係内容		取引内容	取引金額	科目	期末残高
						役員の兼務等	事業上の関係				
親会社の子会社	しんきん証券株式会社	東京都中央区	20,000百万円	証券業	—	なし	証券投資信託受益証券の募集販売	投資信託の代行手数料	585,259千円	未払手数料	137,270千円

(注) 1. 記載金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

2. 取引条件および取引条件の決定方針等

信託約款に定める受益者の負担する信託報酬のうち、委託者報酬分の配分を両者協議のうえ合理的に決定しております。

また、上記の他預金取引がありますが、取引条件が一般の取引と同等であることが明白な取引であるため記載しておりません。

2. 親会社に関する注記

親会社情報

信金中央金庫（東京証券取引所に上場）

(1株当たり情報)

	前事業年度 自 2021年4月 1日 至 2022年3月31日	当事業年度 自 2022年4月 1日 至 2023年3月31日
1株当たり純資産額	1,836,167円82銭	2,014,104円10銭
1株当たり当期純利益金額	193,523円54銭	177,928円 2銭

(注) 1. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式がないため記載しておりません。
2. 1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前事業年度 自 2021年4月 1日 至 2022年3月31日	当事業年度 自 2022年4月 1日 至 2023年3月31日
当期純利益金額	774,094千円	711,712千円
普通株主に帰属しない金額	一千円	一千円
普通株式に係る当期純利益金額	774,094千円	711,712千円
期中平均株式数	4,000 株	4,000 株

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

2 中間財務諸表

(1) 中間貸借対照表

当中間会計期間末 2023年9月30日		
科 目	金 額	
	千円	千円
(資産の部)		
流動資産		
現金・預金		8,399,243
前払費用		65,997
未収委託者報酬		687,756
未収運用受託報酬		11,847
その他の流動資産		4,339
流動資産計		9,169,184
固定資産		
有形固定資産 ※ 1		100,103
建物	66,477	
器具備品	33,625	
無形固定資産		37,556
ソフトウェア	36,183	
電話加入権	959	
その他	412	
投資その他の資産		39,720
投資有価証券	3,827	
長期前払費用	1,405	
繰延税金資産	34,487	
固定資産計		177,379
資産合計		9,346,564

当中間会計期間末 2023年9月30日		
科 目	金 額	
	千円	千円
(負債の部)		
流動負債		
未払金		517,052
未払手数料	426,441	
その他未払金	90,610	
未払法人税等		139,057
未払消費税等		33,051
未払事業所税		1,206
前受収益		35,433
賞与引当金		74,541
その他の流動負債		4,956
流動負債計		805,299
固定負債		
退職給付引当金		147,108
役員退職慰労引当金		12,718
固定負債計		159,826
負債合計		965,126
(純資産の部)		
株主資本		8,381,210
資本金		200,000
利益剰余金		8,181,210
利益準備金	2,000	
その他利益剰余金	8,179,210	
別途積立金	7,700,000	
繰越利益剰余金	479,210	
評価・換算差額等		227
その他有価証券評価差額金	227	
純資産合計		8,381,438
負債・純資産合計		9,346,564

(2) 中間損益計算書

当中間会計期間 自 2023年4月 1日 至 2023年9月30日		
科 目	金 額	
	千円	千円
営業収益		
委託者報酬		2,930,152
運用受託報酬		55,588
営業収益計		2,985,741
営業費用		
支払手数料		1,442,465
広告宣伝費		16,910
調査費		423,701
調査研究費	297,436	
委託調査費	126,264	
営業雑経費		35,950
印刷費	30,767	
郵便料	61	
電信電話料	2,589	
協会費	2,532	
営業費用計		1,919,027
一般管理費		
給料		341,411
役員報酬	31,717	
給料・手当	250,070	
賞与	1,667	
法定福利費	55,115	
福利厚生費	2,840	
賞与引当金繰入		74,459
退職給付費用		40,315
役員退職慰労引当金繰入		7,224
交際費		2,087
旅費交通費		4,416
租税公課		12,265
不動産賃借料		31,610
固定資産減価償却費 ※ 1		13,527
諸経費		80,897
一般管理費計		608,215
営業利益		458,498

当中間会計期間 自 2023年4月 1日 至 2023年9月30日		
科 目	金 額	
	千円	千円
営業外収益		
受取利息		45
その他営業外収益		273
営業外収益計		319
営業外費用		
雑損失		600
営業外費用計		600
経常利益		458,216
税引前中間純利益		458,216
法人税、住民税および事業税		129,139
法人税等調整額		4,127
中間純利益		324,950

(3) 中間株主資本等変動計算書

当中間会計期間（自 2023年4月1日 至 2023年9月30日）

(単位：千円)

	株主資本					
	資本金	利益剰余金				株主資本 合計
		利益 準備金	その他利益剰余金		利益 剰余金 合計	
			別途 積立金	繰越利益 剰余金		
当期首残高	200,000	2,000	6,990,000	864,260	7,856,260	8,056,260
当中間期変動額						
新株の発行	—	—	—	—	—	—
剰余金の配当	—	—	—	—	—	—
別途積立金の積立	—	—	710,000	△710,000	—	—
別途積立金の取崩	—	—	—	—	—	—
中間純利益	—	—	—	324,950	324,950	324,950
株主資本以外の項目の 当中間期変動額（純額）	—	—	—	—	—	—
当中間期変動額合計	—	—	710,000	△385,049	324,950	324,950
当中間期末残高	200,000	2,000	7,700,000	479,210	8,181,210	8,381,210

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	評価・換算差額等 合計	
当期首残高	155	155	8,056,416
当中間期変動額			
新株の発行	—	—	—
剰余金の配当	—	—	—
別途積立金の積立	—	—	—
別途積立金の取崩	—	—	—
中間純利益	—	—	324,950
株主資本以外の項目の当中間期変 動額（純額）	71	71	71
当中間期変動額合計	71	71	325,021
当中間期末残高	227	227	8,381,438

重要な会計方針

項 目	当中間会計期間 自 2023年4月 1日 至 2023年9月30日
1. 有価証券の評価基準および評価方法	その他有価証券 市場価格のない株式等以外のもの 投資信託は、中間会計期間末日の市場価格等に基づく時価法 (評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)
2. 固定資産の減価償却の方法	(1)有形固定資産 定額法を採用しております。 主な耐用年数は以下のとおりです。 建 物 3年～50年 器具備品 3年～20年 (2)無形固定資産 定額法を採用しております。 なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づいております。
3. 引当金の計上基準	(1)賞与引当金 従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。 (2)退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、当中間会計期間末における退職給付債務を計上しております。 なお、退職給付引当金の対象従業員が300名未満であるため、簡便法によっており、退職給付債務の金額は当中間会計期間末における自己都合要支給額としております。 (3)役員退職慰労引当金 当社常勤役員の退職慰労金の支給に充てるため、「常勤役員退職慰労金規程」に基づく当中間会計期間末要支給額を計上しております。
4. 収益および費用の計上基準	当社は、資産運用サービスから委託者報酬、運用受託報酬を稼得しております。 (1)委託者報酬 委託者報酬は、投資信託の信託約款に基づき日々の純資産総額に対する一定割合として認識され、当該報酬は期間の経過とともに履行義務が充足されるという前提に基づき、投資信託の運用期間にわたり収益として認識しております。 (2)運用受託報酬 運用受託報酬は、投資顧問契約に基づき契約期間の純資産総額等に対する一定割合として認識され、当該報酬は期間の経過とともに履行義務が充足されるという前提に基づき、顧問口座の運用期間にわたり収益として認識しております。
5. その他中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項	消費税等の会計処理 消費税および地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。 なお、仮払消費税等および仮受消費税等は相殺のうえ、未払消費税等として表示しております。

注記事項

（中間貸借対照表関係）

項 目	当中間会計期間末 2023年9月30日	
＊ 1 有形固定資産の減価償却累計額	建物	83,554千円
	器具備品	44,408千円

（中間損益計算書関係）

項 目	当中間会計期間 自 2023年4月 1日 至 2023年9月30日	
＊ 1 減価償却実施額	有形固定資産	7,092千円
	無形固定資産	6,435千円

（中間株主資本等変動計算書関係）

当中間会計期間（自 2023年4月1日 至 2023年9月30日）

発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当中間会計期間末
普通株式(千株)	4	—	—	4
計	4	—	—	4

（金融商品関係）

当中間会計期間末（2023年9月30日）

1. 金融商品の時価等に関する事項

2023年9月30日における中間貸借対照表計上額、時価およびこれらの差額については、次の通りであります。

なお、現金・預金、未収委託者報酬、未収運用受託報酬、未払手数料、その他未払金、未払法人税等、未払消費税等、未払事業所税は、短期間で決済されるため時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、記載を省略しております。

（単位：千円）

	中間貸借対照表計上額	時価	差額
投資有価証券	3,827	3,827	—
合計	3,827	3,827	—

（注）上記表中の投資有価証券の中間貸借対照表計上額、時価およびこれらの差額は、全額投資信託に関するものであります。

2. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性および重要性に応じて、以下の3つのレベルに分けて分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産または負債に関する相場価格により算定した価格

レベル2の時価：観察可能な時価に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

（1）時価で中間貸借対照表に計上している金融商品

（単位：千円）

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券	—	3,827	—	3,827
合計	—	3,827	—	3,827

（2）時価で中間貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

該当事項はありません。

（注）時価の算定に用いた評価技法および時価の算定に係るインプットの説明
投資有価証券

投資信託は、市場における取引価格が存在せず、かつ、解約または買戻請求に関して市場参加者からリスクの対価を求められるほどの重要な制限がないため、公表されている基準価額を時価としており、レベル2に分類しております。

なお、保有目的毎の有価証券に関する注記事項については、「（有価証券関係）」に記載しております。

（有価証券関係）

その他有価証券

当中間会計期間末（2023年9月30日）

（単位：千円）

区分	中間貸借対照表計上額	取得原価	差額
中間貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの 投資信託	2,469	2,000	469
小計	2,469	2,000	469
中間貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの 投資信託	1,357	1,500	△142
小計	1,357	1,500	△142
合計	3,827	3,500	327

（収益認識に関する注記）

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

当中間会計期間 自 2023年4月 1日 至 2023年9月30日		
委託者報酬	2,930,152	千円
運用受託報酬	55,588	千円
合計	2,985,741	千円

2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

[重要な会計方針] 4 収益および費用の計上基準に記載のとおりであります。

3. 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係ならびに当中間会計期間末において存在する顧客との契約から当中間会計期間の末日後に認識すると見込まれる収益の金額および時期に関する情報

重要性が乏しいため、記載を省略しております。

（セグメント情報等）

当中間会計期間（自 2023年4月1日 至 2023年9月30日）

1. セグメント情報

当社は、投資運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

2. 関連情報

（1）製品・サービスごとの情報

当社の製品・サービス区分の決定方法は、中間損益計算書の営業収益の区分と同一であることから、製品・サービスごとの営業収益の記載を省略しております。

（2）地域ごとの情報

①売上高

本邦の外部顧客からの営業収益に区分した金額が中間損益計算書の営業収益の90%を超えるため、地域ごとの営業収益の記載を省略しております。

②有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が中間貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

（3）主要な顧客ごとの情報

（単位：千円）

顧客の名称または氏名	営業収益
信金中央金庫	55,588

なお、営業収益の金額は、運用受託報酬について表示しております。

(1株当たり情報)

当中間会計期間 自 2023年4月 1日 至 2023年9月30日	
1株当たり純資産額	2,095,359円50銭
1株当たり中間純利益	81,237円56銭
潜在株式調整後1株当たり中間純利益については、潜在株式が存在しないため記載 していません。	
(注)算定上の基礎	
1株当たり中間純利益	
中間純利益	324,950千円
普通株主に帰属しない金額	— 千円
普通株式に係る中間純利益	324,950千円
期中平均株式数	4,000株

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

4【利害関係人との取引制限】

委託会社は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

- (1) 自己またはその取締役もしくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。
- (2) 運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。
- (3) 通常の取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等（委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下(4)(5)において同じ。）または子法人等（委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。）と有価証券の売買その他の取引または金融デリバティブ取引を行うこと。
- (4) 委託会社の親法人等または子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額もしくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。
- (5) 上記(1)から(4)に掲げるもののほか、委託会社の親法人等または子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為。

5【その他】

(1) 定款の変更

2023年6月20日付で、取締役会長を新たに選定する定款の変更を行いました。

(2) 訴訟事件その他の重要事項

委託会社およびファンドに重要な影響を与えた事実、または与えると予想される事実はありません。

第2【その他の関係法人の概況】

1【名称、資本金の額及び事業の内容】

1－（1） 名称

信金中央金庫(指定登録金融機関)（販売会社）

（2） 資本の額（出資の総額） 690,998百万円（2023年3月末現在）

（3） 事業の内容

全国の信用金庫の中央金融機関として、信用金庫の余裕資金の効率運用と信用金庫間の資金の需給調整、信用金庫業界の信用力の維持向上および業務機能の補完を図っています。

2－（1） 名称

株式会社富山銀行（指定登録金融機関）（販売会社）

（2） 資本の額 6,730百万円（2023年3月末現在）

（3） 事業の内容

日本において銀行法に基づき銀行業務を営んでいます。

3－（1） 名称

三菱UFJ信託銀行株式会社(受託会社)

（2） 資本の額 324,279百万円（2023年3月末現在）

（3） 事業の内容

銀行業および信託業務を営んでいます。

<再信託受託会社の概要>

・名称

日本マスタートラスト信託銀行株式会社

・資本の額 10,000百万円（2023年3月末現在）

・事業の内容

銀行業および信託業務を営んでいます。

2【関係業務の概要】

（1） 信金中央金庫、株式会社富山銀行（販売会社）

委託会社の指定する登録金融機関として、当該受益権の募集の取扱い、償還金等の支払を行います。

（2） 三菱UFJ信託銀行株式会社（受託会社）

投資信託財産の保管・管理業務を行い、分配金、解約金および償還金の委託会社への交付等を行います。

3【資本関係】

信金中央金庫は、委託会社の発行済株式総数4,000株を全て保有します。

第3【参考情報】

当特定期間において、提出されたファンドに係る金融商品取引法第25条第1項各号に掲げる書類は以下のとおりです。

(1)有価証券報告書	2023年12月15日 関東財務局長に提出
(2)有価証券届出書	2023年12月15日 関東財務局長に提出
(3)臨時報告書	2023年11月24日 2024年2月26日 関東財務局長に提出

独立監査人の監査報告書

2023年6月14日

しんきんアセットマネジメント投信株式会社

取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員

業務執行社員

公認会計士 岩崎 裕男

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているしんきんアセットマネジメント投信株式会社の2022年4月1日から2023年3月31日までの第33期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、しんきんアセットマネジメント投信株式会社の2023年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、監査した財務諸表を含む開示書類に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。

当監査法人は、その他の記載内容が存在しないと判断したため、その他の記載内容に対するいかなる作業も実施していない。

財務諸表に対する経営者及び監査役の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立

場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

-
- (注) 1. 上記の監査報告書の原本は当社が別途保管しております。
2. X B R L データは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

2024年5月31日

しんきんアセットマネジメント投信株式会社

取締役会 御中

PwC Japan有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 鶴田 光夫
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているしんきん3資産ファンド（毎月決算型）の2023年9月21日から2024年3月21日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、しんきん3資産ファンド（毎月決算型）の2024年3月21日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、しんきんアセットマネジメント投信株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書及び有価証券届出書（訂正有価証券届出書を含む）に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の

注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

しんきんアセットマネジメント投信株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

（注）1. 上記の監査報告書の原本は当社が別途保管しております。

2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の中間監査報告書

2023年12月15日

しんきんアセットマネジメント投信株式会社
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員

業務執行社員

公認会計士 岩崎 裕男

中間監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているしんきんアセットマネジメント投信株式会社の2023年4月1日から2024年3月31日までの第34期事業年度の中間会計期間（2023年4月1日から2023年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、しんきんアセットマネジメント投信株式会社の2023年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（2023年4月1日から2023年9月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間財務諸表に対する経営者及び監査役の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

中間財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用

は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続が選択及び適用される。

- ・ 中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記の中間監査報告書の原本は当社が別途保管しております。

2. X B R L データは中間監査の対象には含まれていません。